

三次市国土強靱化地域計画

**令和8年3月修正
（令和2年11月策定）
三 次 市**

目次

第1章	国土強靱化地域計画策定の趣旨と位置づけ	
1	国土強靱化地域計画策定の趣旨	1
2	国土強靱化地域計画の位置づけ	1
3	計画期間	2
第2章	強靱化の基本的な考え方	
1	本市の概況.....	3
	(1)地理的・自然的条件	3
	(2)人口推計	6
	(3)公共施設の現況	6
2	想定する大規模自然災害	8
	(1)想定するリスクの設定.....	8
	(2)台風や豪雨等による風水害に関する被害想定	9
	(3)地震に関する被害想定	11
3	本市における「めざすまちの姿」と強靱化の目標	14
第3章	強靱化の現状と課題(脆弱性評価)	
1	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	15
2	施策分野の設定.....	17
3	脆弱性の評価.....	18
	(1)人命保護(大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる)....	18
	(2)迅速な救助・救急活動等の実施(大規模自然災害発生直後から救助・救急, 医療活動 等が迅速に行われる[それがなされない場合の必要な対応を含む]).....	21
	(3)行政機能の確保(大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する)25	
	(4)通信機能の確保(大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保 する)	26
	(5)経済活動の維持(大規模自然災害発生後であっても, 経済活動[サプライチェーンを 含む]を機能不全に陥らせない).....	27
	(6)生活インフラの確保(大規模自然災害発生後であっても, 生活・経済活動に必要最低 限の電気, ガス, 上下水道, 燃料, 交通ネットワーク等を確保するとともに, これらの 早期復旧を図る)	28
	(7)二次災害の防止(制御不能な二次災害を発生させない).....	29
	(8)速やかな復旧・復興(大規模自然災害発生後であっても, 地域社会・経済が迅速に再 建・回復できる条件を整備する).....	30
第4章	推進すべき施策の方針	
1	リスクシナリオごとの施策の方針	33

(1)人命保護(大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる)...	33
(2)迅速な救助・救急活動等の実施(大規模自然災害発生直後から救助・救急, 医療活動 等が迅速に行われる[それがなされない場合の必要な対応を含む]).....	37
(3)行政機能の確保(大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する)	43
(4)通信機能の確保(大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保 する)	44
(5)経済活動の維持(大規模自然災害発生後であっても, 経済活動[サプライチェーンを 含む]を機能不全に陥らせない).....	44
(6)生活インフラの確保(大規模自然災害発生後であっても, 生活・経済活動に必要最低 限の電気, ガス, 上下水道, 燃料, 交通ネットワーク等を確保するとともに, これらの 早期復旧を図る)	46
(7)二次災害の防止(制御不能な二次災害を発生させない).....	47
(8)速やかな復旧・復興(大規模自然災害発生後であっても, 地域社会・経済が迅速に再 建・回復できる条件を整備する).....	49

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	53
2 計画の進捗管理.....	53
3 計画の見直し	53

第1章 国土強靱化地域計画策定の趣旨と位置づけ

1 国土強靱化地域計画策定の趣旨

我が国においては、東日本大震災以降、従来の想定を超えるような大規模災害が頻発しており、さらに今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震等、大規模な自然災害の発生が懸念されている。

国は、このような大規模な自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守るための国土強靱化施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 (2013) 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を公布・施行した。さらに、平成 26 (2014) 年 6 月には、基本法に基づき、国土の強靱化に関する各種計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定（平成 30 (2018) 年 12 月 14 日変更）し、政府一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めて行くこととしている。

なお、国土強靱化を実効あるものにするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者等の関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国の基本計画の策定に続き、地方公共団体においても「国土強靱化地域計画」を策定し、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが求められている。

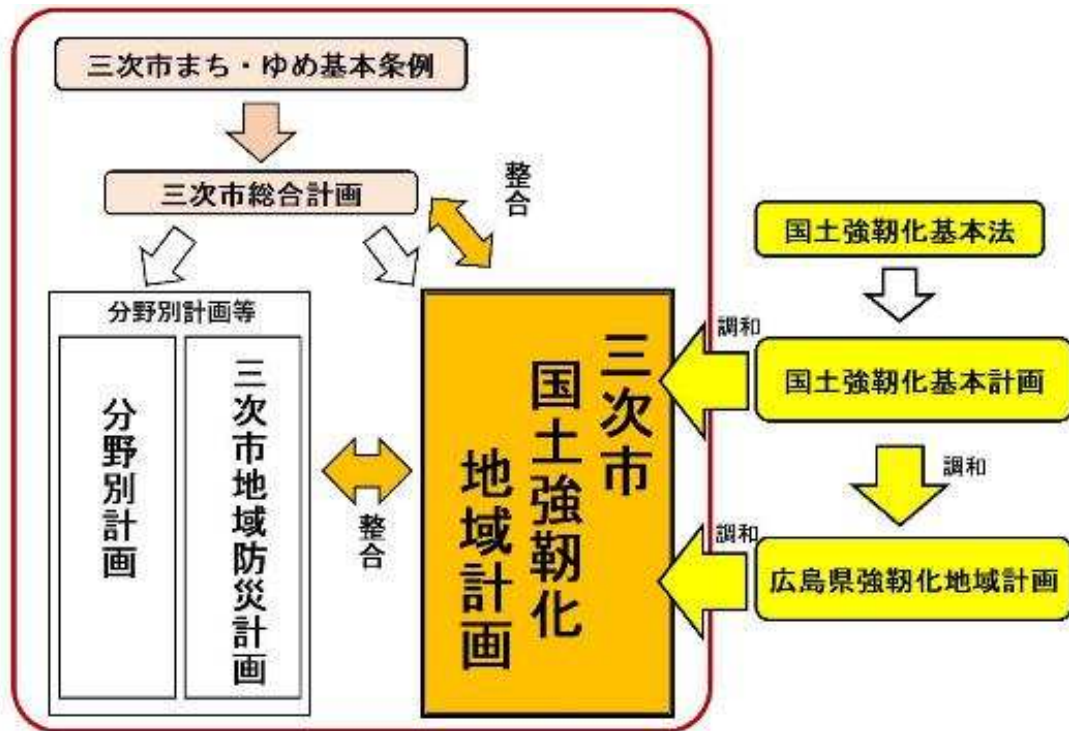
上記のような背景を踏まえ、三次市においても、今後、国全体や広島県の国土強靱化施策との調和を図りながら、強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するため、その指針となる「三次市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

2 国土強靱化地域計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関し、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられ、また、同法第 14 条では、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。

このため、総合計画や他の分野別計画と整合を図りながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する施策との連携を図り、長期的な観点に立って推進する。

■三次市国土強靱化地域計画の位置づけ



3 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和8年度までの7年間とする。

ただし、本市を取り巻く社会情勢の変化や具体的な取組の進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 強靱化の基本的な考え方

1 本市の概況

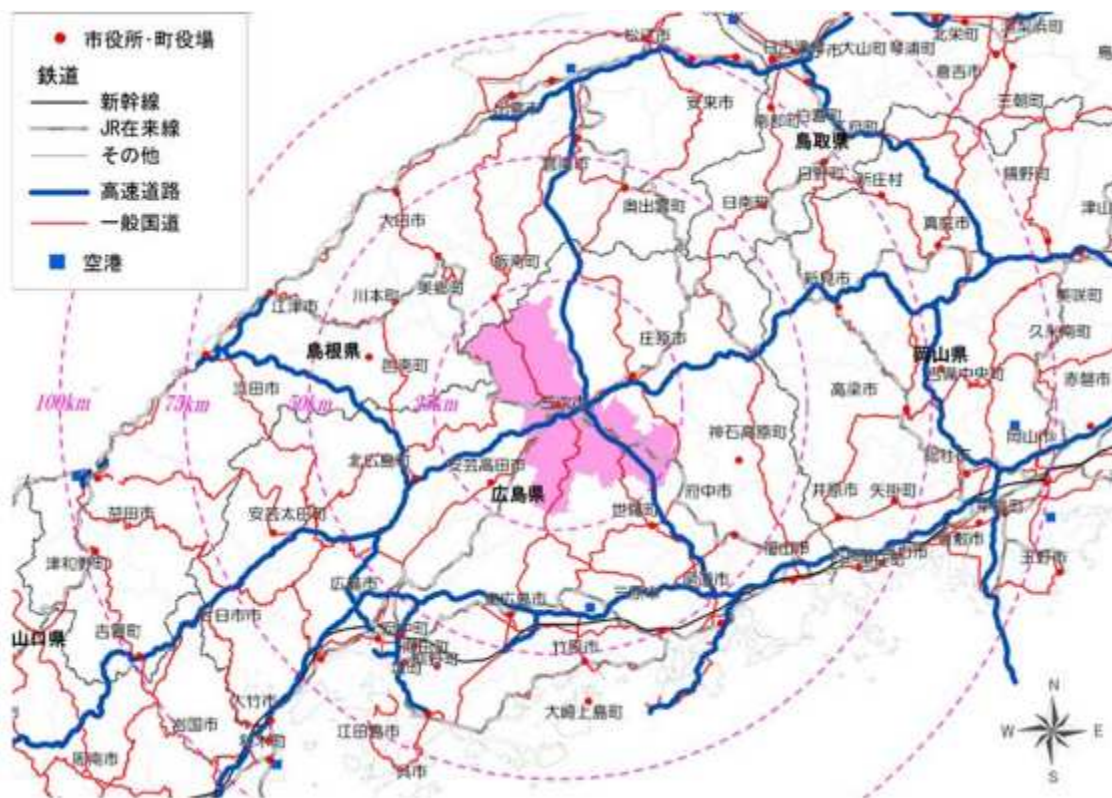
(1) 地理的・自然的条件

①位置

本市は、広島県の内陸部、中国地方の中央部に位置し、安芸高田・庄原・東広島・府中の4市と世羅郡世羅町及び島根県に隣接している。市域面積は、約778k㎡（県面積の約9%）。

古くから江の川の舟運の拠点として栄え、山陰と山陽を結ぶ中国山地の文化・経済・交通の要衝の地として機能してきた歴史があり、現在でも、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線の2本の高速道路をはじめ、複数の国道や鉄道が交わる中国山地における交通の要衝となっている。

■本市の位置図



出典：三次市都市計画マスタープラン

②地勢

中国地方で最大の流域面積を持つ江の川の本流と、馬洗川・西城川・神野瀬川等の支流が合流する三次盆地を中心として、各支流沿いに標高150～250mの平坦地が広がっている。

その背後は、概ね標高300～600mの緩やかな枝状の丘陵・山地となっているが、北部の県境周辺部は800～900m級の山々に囲まれた急峻な地形となっており、市域の8割以上が林野で占められている。

③地質

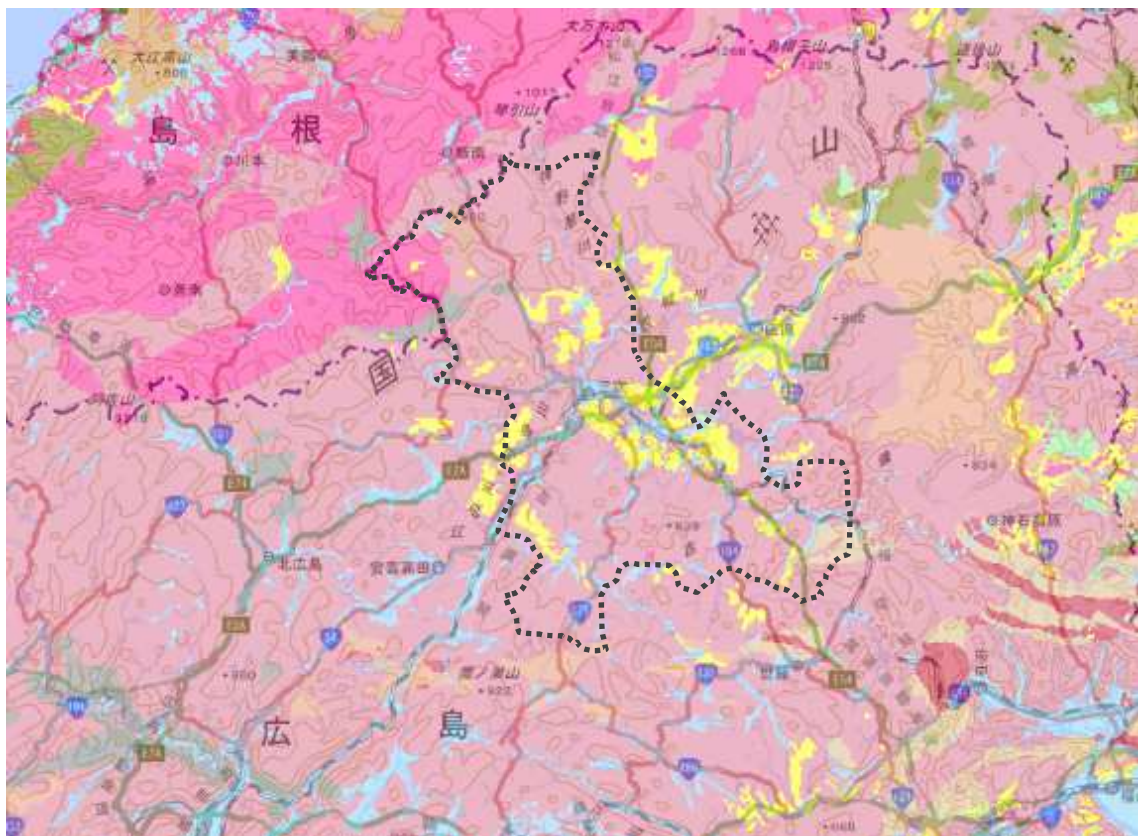
本市は、中国脊梁山地、三次盆地、世羅台地からなる。

このうち、北部の山地には、中生代の火成岩類の花崗岩、流紋岩類が分布している。盆地は、断層運動によって形成され、中国山地の中で数少ない平地となっている。盆地の地質は、基盤岩を覆う新生代第三紀の備北層群、塩町層で、低標高の丘陵をなして分布する。

台地は、中生代の安山岩、流紋岩で構成される。

また、山地、台地を開析して江の川、馬洗川、西城川等が流れ、盆地内に砂礫層主体の広い氾濫原を形成している。

■本市周辺の地質図



	堆積岩	付加体	火成岩	変成岩
第四紀	0:Q_s		7:Q_i	
新第三紀・古第三紀	1:Pg_N_s	4:Pg_N_a	8:Pg_N_i	11:Pg_N_m
中生代	2:Mz_s	5:Mz_a	9:Mz_i	12:Mz_m
古生代	3:Px_s	6:Px_a	10:Px_i	13:Px_m

出典：20万分の1日本シームレス地質図 V2（産総研地質調査総合センター）

④気象

平均気温は約 13.5 度で、年間降雨量は約 1,400mm である。降雪期間は 12 月中旬から 3 月中旬まで 3 ヶ月に及ぶ。また本市では、秋の早朝に川霧が三次盆地一面に発生滞留して、高いところから観ると、周辺の山が島々に見える「霧の海」が出現することがある。

⑤災害環境

(水害履歴, 浸水想定区域等)

三次市は、江の川水系の主な 3 つの支流が集中するという河川の特長上、幾度となく氾濫による大水害の被害を被っている。最も大きな被害は昭和 47 年 7 月豪雨であり、三次市全体で死傷者 48 人、住家被害約 6,800 棟の被害が発生した。これ以降、大規模な河川改修が実施されたこともあって、水害被害は低下傾向にあり、昭和 58 年 7 月豪雨以降、人的被害は発生していない。なお、直近では、平成 30 年 7 月豪雨により、住家被害約 560 棟の被害が発生している。

現在、市内を流れる次の河川について、水防法に基づく浸水想定区域が指定されている。

■浸水想定区域の指定河川

国土交通大臣指定	江の川, 馬洗川, 西城川, 神野瀬川
県知事指定	西城川, 馬洗川, 美波羅川, 神野瀬川, 上下川, 国兼川, 板木川, 北溝川, 布野川

また、重要水防箇所が 103 箇所（国管理区間 90 箇所、県管理区間 13 箇所）、水防法に基づく危険箇所が 82 箇所、それぞれ指定されている。

(土砂災害警戒区域等)

市内においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づく土砂災害警戒区域等が、次のとおり指定されている。

■土砂災害警戒区域等の指定区域数（令和 7 年 3 月現在）

区 分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域 (内数)
土 石 流	1,065	1,014
急 傾 斜	1,998	1,948
地 す べ り	18	0
計	3,081	2,962

上記の他、土砂災害危険箇所（1,861 箇所）、山地災害危険地区（1,627 箇所）等が、それぞれ指定されている。

(豪雪地帯指定)

市北部の区域（合併前の旧 3 村。双三郡君田村・布野村・作木村）が、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯に指定されている。

(南海トラフ地震対応)

本市は、内陸部に位置しているため、南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていない（隣接する、安芸高田・東広島・府中の各市は、当該地域に指定）。

(2) 人口推計

本市の人口は昭和 22（1947）年の 95,766 人をピークに減少を続けており、令和 2 年は 50,681 人まで減少した。

また、令和 2 年の国勢調査を踏まえた国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の地域別将来推計人口においても長期的に人口減少が続いていくものと予測されている。

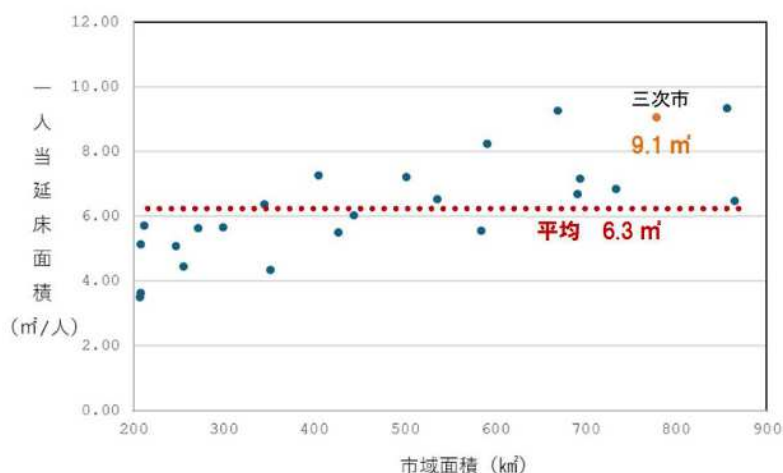
こうした経緯を踏まえ、第 3 次三次市総合計画では、今後の人口減少を最小限に抑え、人口が減っても地域の活力を維持し、安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めていくため、仮定値を設定し、将来の人口展望の推計として、令和 22（2040）年に人口 4 万人を維持することとしている。

(3) 公共施設の現況

①市民一人当たり公共施設保有量

市民一人当たりの公共施設の延床面積は約 9.1 m²となっており、行政面積が広く人口密度が低いこと、合併に伴い機能の重複した施設があることなどから、類似自治体（人口規模が 4.5 万人以上～5.5 万人以下かつ行政面積が 200 km²以上 1,000 km²未満の自治体）の平均値（約 5.8 m²）と比べて多い状況にある。

■市民一人当たりの公共施設の延床面積（類似自治体との比較）



②公共施設の老朽化・耐震化の状況

市有の公共施設のうち、建築後 40 年以上を経過した施設は、全体の約 30.6%を占めている。

また、昭和 56（1981）年の建築基準法改正前の旧耐震基準に基づいて建てられた公共施設のうち、約 5 万 m²（10%）は耐震改修が未だ実施されておらず、耐震性が確保されていない状況にある。

「三次市耐震改修促進計画（平成 28（2016）年 3 月）」では、耐震性が不十分な施設のうち、災害時の拠点となる建築物等について、重点的に優先順位をつけて耐震化に取り組むこととしている。

■公共施設の耐震化の状況

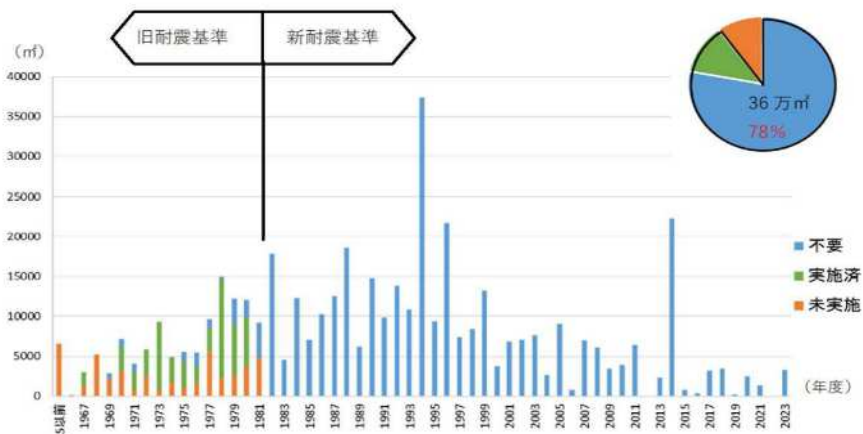


図 保有施設の耐震改修状況

2 想定する大規模自然災害

(1) 想定するリスクの設定

本計画において想定する災害は、「三次市地域防災計画（令和元（2019）年）」に準じ、過去において発生した災害履歴や、県による地震被害想定調査等を勘案し、以下の大規模自然災害とする。

- ①台風や豪雨等による風水害（洪水による浸水、大雨による土石流・がけ崩れ等）
- ②地震による災害

■過去の災害履歴（戦後の風水害）

災害名	被害	人的被害(人)			住家被害(棟)			
		死者	行方不明者	負傷者	床上浸水	床下浸水	全壊・流失	半壊
昭和47年7月豪雨 (S47(1972).7.9-12)		9	1	38	2,540	2,365	108	1,806
昭和58年7月豪雨 (S58(1983).7.22-23)		0	0	1	35	158	4	3
平成11年6月豪雨 (H11(1999).6.29)		0	0	0	0	43	1	2
平成18年7月豪雨 (H18(2006).7.18-19)		0	0	0	2	98	0	0
平成18年台風13号 (H18(2006).9.16-17)		0	0	0	2	28	0	0
平成22年7月豪雨 (H22(2010).7.12-15)		0	0	0	3	39	0	1
平成30年7月豪雨 (H30(2018).7.6-7)		0	0	0	284	284	5	234
令和2年7月豪雨 (R2(2020)7.13-14)		0	0	0	2	36	0	0
令和3年8月豪雨 (R3(2021)8.12-19)		0	0	0	2	8	0	0

資料：「過去の豪雨災害を顧みて～江の川上流域～昭和47年7月豪雨から40年」（国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所，平成24年6月）他

■過去の災害履歴（戦後、市内で被害が発生した地震災害）

発生年	地震名	M	地震の概要
昭和21(1946)年12月21日	南海地震	8.0	三次市被害不明
昭和24(1949)年7月12日	安芸灘	6.2	三次市被害不明
昭和45(1970)年	君田櫃田地震	4.6	君田村櫃田の沓ヶ原が震源。被害不明
平成11(1999)年7月6日	広島県南東部	4.5	三次市被害不明
平成12(2000)年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	三次市：震度4。三次市被害不明
平成13(2001)年3月24日	芸予地震	6.7	三次市：震度4。三次市被害不明
平成18(2006)年6月12日	伊予灘	4.7	三次市被害不明
平成23(2011)年11月21日	広島県北部 (備北地震)	5.4	三次市：震度5弱。震源君田町，被害少なし
平成23(2011)年11月25日	広島県北部	4.6	三次市：震度4。三次市被害不明

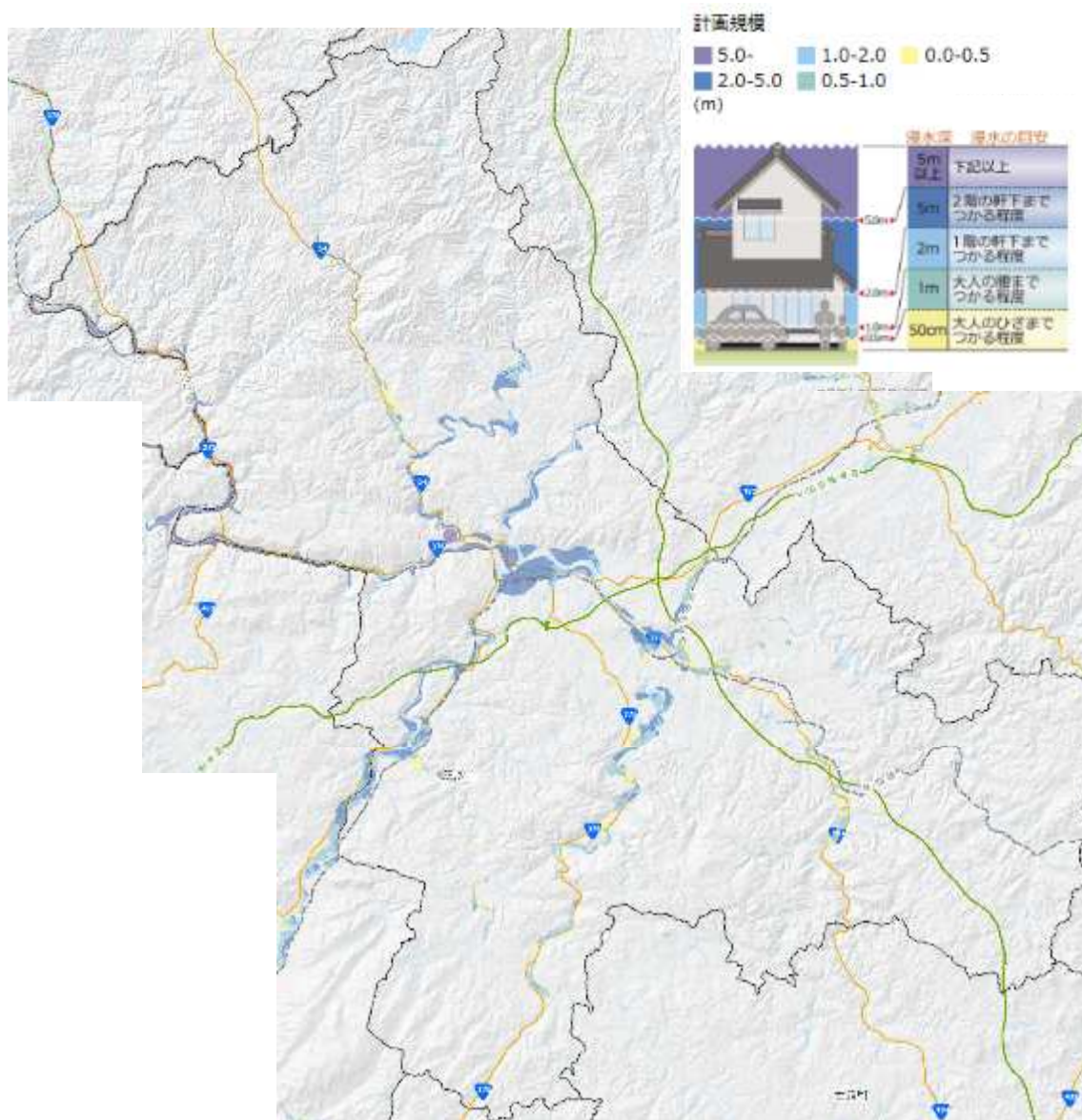
資料：「三次市地域防災計画 資料編」

(2) 台風や豪雨等による風水害に関する被害想定

①洪水による浸水想定

水防法第14条の規定に基づき指定された、江の川水系（江の川、馬洗川、西城川、神野瀬川、美波羅川、上下川、国兼川、板木川、北溝川、布野川）の浸水想定区域は、次のとおりである。

■本市の浸水想定区域の分布



資料：洪水ポータルひろしま

②大雨による土石流・がけ崩れ等のおそれのある地域

以下に示す土砂災害危険箇所，土砂災害警戒区域等と，その周辺部における土石流・がけ崩れ等の発生を想定する。

■土砂災害警戒区域の指定箇所数 (※カッコ内は土砂災害特別警戒区域の内数)

	急傾斜地崩壊	土石流	地すべり	合計
旧三次市	615 (583)	289 (267)	6	910 (850)
旧君田村	119 (118)	98 (98)	5	222 (216)
旧布野村	115 (113)	88 (87)	3	206 (200)
旧作木村	303 (302)	215 (205)	1	519 (507)
旧吉舎町	377 (374)	226 (218)	0	603 (592)
旧三良坂町	85 (83)	41 (40)	2	128 (123)
旧三和町	162 (156)	74 (69)	0	236 (225)
旧甲奴町	232 (230)	112 (106)	1	345 (336)
三次市 計	2,008 (1,959)	1,143 (1,090)	18	3,169 (3,049)

資料：広島県土木建築局砂防課調（令和6年4月現在）

(3) 地震に関する被害想定

①全市域に関する地震被害想定

広島県が実施した「広島県地震被害想定調査報告書」（平成 25（2013）年 10 月）の結果に基づき、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」及び「どこでも起こりうる直下の地震」の計 12 ケースについて、市内の被害想定を整理すると、以下のとおりである。

想定される被害規模は、総じて、「⑫三次市直下地震」が最も大きく、「①南海トラフ巨大地震」、「②安芸灘～伊予灘～豊後水道（以下、「安芸灘等地震」という。）」、「⑪長者ヶ原断層-芳井断層（以下、「長者ヶ原等地震」という。）」の順で大きな被害が発生する結果となっている。

■地震の想定ケース

	地震タイプ	地震名（断層名等）	長さ	幅	マグニチュード	今後 30 年以内の発生確率	
①	プレート間の地震（南海トラフ）	南海トラフ巨大地震	—	—	9.0	—	
②	プレート内の地震（日向灘及び南西諸島海溝周辺）	安芸灘～伊予灘～豊後水道	—	—	6.7～7.4	40%	
③	地殻内の地震	讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部	約 130km	20～30km	8.0 程度もしくはそれ以上	ほぼ 0～0.3%	
④		中央構造線断層帯	石鎚山脈北縁	約 30km	不明	7.3～8.0 程度	ほぼ 0～0.3%
⑤		石鎚山脈北縁西部-伊予灘	約 130km	不明	8.0 程度もしくはそれ以上	ほぼ 0～0.3%	
⑥		五日市断層帯	五日市断層	約 20km		7.0 程度	不明
⑦			己斐-広島西縁断層帯	約 10km	不明	6.5 程度	不明
⑧		岩国断層帯	岩国断層帯	約 44km	20km 程度	7.6 程度	0.03～2%
⑨		安芸灘断層群	主部	約 21km	不明	7.0 程度	0.1～10%
⑩			広島湾-岩国沖断層帯	約 37km	不明	7.4 程度	不明
⑪		長者ヶ原断層	長者ヶ原断層-芳井断層	約 37km	—	7.4	—
⑫		どこでも起こりうる直下の地震	三次市直下地震	—	—	6.9	—

■本市に被害をもたらす主な 4 地震の概要（※被害規模の大きい順）

		⑫三次市直下地震	①南海トラフ巨大地震	②安芸灘等地震	⑪長者ヶ原等地震
震度分布	震度 6 弱以上の面積	14.2%	—	—	—
建物被害	全壊	1,473 棟	225 棟	64 棟	16 棟
	半壊	5,316 棟	761 棟	159 棟	46 棟
	焼失	9 棟	—	—	—
人的被害	死者	89 人	—	—	—
	負傷者	1,231 人	22 人	7 人	3 人
避難所避難者数(当日1日後)		1,370 人	195 人	49 人	13 人
経済被害		1,328 億円	478 億円	306 億円	115 億円

■本市における地震被害想定（1/2）

想定項目	想定地震	プレート間地震	プレート内地震	地殻内の地震				
		南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	讃岐山脈南縁～ 石鎚山脈北縁東 部	石鎚山脈北縁	石鎚山脈北縁西 部～伊予灘	五日市断層	
		マグニチュード	9.0	7.4	8.0	8.0	8.0	7.0
		地震タイプ	プレート間	プレート内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内
		今後30年以内の発生確率	-	40%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	ほぼ0～0.3%	不明
地震動・ 液状化	市全面積に対する震度分布	震度6弱以上のエリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
		震度5以上6未満のエリア	96.5%	74.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	〃 液状化危険度面積率	PL>15のエリア	9.8%	27.5%	0.0%	0.0%	0.1%	2.1%
		0<PLのエリア	5.0%	5.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
土砂 災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	0	0	0	0	0	0
	②地すべり		0	0	0	0	0	0
	③山腹崩壊		0	0	0	0	0	0
建物 被害	全壊の主な原因	液状化	液状化	-	-	-	-	
	全壊棟数(棟)	225	64	0	0	0	0	
	半壊棟数(棟)	761	159	0	0	0	0	
	焼失棟数(棟) *1	0	0	0	0	0	0	
人的 被害	死者数が最大となる発災季節・時間	冬・深夜	冬・深夜	-	-	-	-	
	死者数の主な原因	-	-	-	-	-	-	
	死者数(人) *2	0	0	0	0	0	0	
	負傷者数(人) *2	22	7	0	0	0	0	
	重傷者数(負傷者の内数)(人) *2	0	0	0	0	0	0	
ライフ ライン 施設 被害	上水道(1日後の断水人口)(人) *1	658	0	0	0	0	0	
	下水道(1日後の機能支障人口)(人) *1	6,193	4,955	0	0	0	0	
	電力(直後の停電軒数) *1	0	0	0	0	0	0	
	通信(直後の固定電話不通回線数) *1	0	0	0	0	0	0	
	ガス(1日後の供給停止戸数) *1	-	-	-	-	-	-	
交通施 設被害	道路(被害箇所数)	83	58	0	0	0	0	
	鉄道(被害箇所数)	39	28	0	0	0	0	
	港湾(揺れによる被害箇所数)	-	-	-	-	-	-	
生活 支障	避難所避難者数(当日・1日後)(人) *1	195	49	0	0	0	0	
	帰宅困難者数(人) *3	2,690	2,690	1,336	877	977	1,039	
	物資需要量・食料(当日・1日後)(食) *1	704	176	0	0	0	0	
	物資需要量・水(")(0) *1	1,973	0	0	0	0	0	
	仮設トイレの不足量(当日・1日後)(基) *1	64	50	0	0	0	0	
災害廃 棄物	災害廃棄物発生量	可燃物(万t) *1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
		不燃物(万t) *1	1.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
その他 施設等 被害	エレベータ内閉じ込め者数(人) *4	0	0	0	0	0	0	
	道路閉塞(幅員13m未満)(%)	道路リンク10～50%以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	災害時要援護者数(当日・1日後)(人) *1	43	11	0	0	0	0	
	危険物施設の被害箇所数(箇所)	0	0	0	0	0	0	
	文化財の被害件数(件) *1	0	0	0	0	0	0	
	孤立集落(集落)	0	0	0	0	0	0	
	ため池(災害発生時の危険性が高いため池の箇所数)	0	0	0	0	0	0	
	重要施設	①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
経済 被害	直接被害(億円)	民間 *1	126	30	0	0	0	
		準公共 *1	9	6	0	0	0	
		公共 *1	343	270	0	0	0	
	合計(億円)		478	306	0	0	0	

※ は、被害の最大値を示す

*1: 冬 18時 風速11m/s

*2: 冬 深夜 風速11m/s

*3: 昼 12時

*4: 朝 7時～8時

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」(平成 25 (2013) 年 10 月) をもとに作成

■本市における地震被害想定 (2/2)

想定項目	想定地震	地殻内の地震					どこでも起こり得る直下の地震	
		己斐-広島西縁断層帯(6.5)	岩国断層帯	安芸灘断層群(主部)	安芸灘断層群(広島湾-岩国沖断層帯)	長者ヶ原断層-芳井断層		
		北から破壊	東から破壊	北から破壊	北から破壊	西から破壊		
		マグニチュード	6.5	7.6	7.0	7.4		7.4
地震タイプ	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内	地殻内		
今後30年以内の発生確率	不明	0.03~2%	0.1~10%	不明	不明	不明		
地震動・液状化	市全面積に対する震度分布	震度6弱以上のエリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.2%
		震度5以上6未満のエリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	81.3%
	〃 液状化危険度面積率	PL15のエリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21.6%
		0<PLのエリア	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.8%	12.0%
土砂災害	①急傾斜地	危険度ランクが高い箇所	0	0	0	0	786	13
	②地すべり		0	0	0	0	8	10
	③山腹崩壊		0	0	0	0	734	46
建物被害	全壊の主な原因		-	-	-	-	液状化	揺れ
	全壊棟数(棟)		0	0	0	0	16	1,473
	半壊棟数(棟)		0	0	0	0	46	5,316
	焼失棟数(棟) *1		0	0	0	0	0	9
人的被害	死傷者数が最大となる発災季節・時間		-	-	-	-	冬・深夜	冬・深夜
	死傷者の主な原因		-	-	-	-	建物倒壊	建物倒壊
	死者数(人) *2		0	0	0	0	0	89
	負傷者数(人) *2		0	0	0	0	3	1,231
	重傷者数(負傷者の内数)(人) *2		0	0	0	0	0	147
ライフライン施設被害	上水道(1日後の断水人口)(人) *1		0	0	0	0	0	17,519
	下水道(1日後の機能支障人口)(人) *1		0	0	0	0	1,904	8,281
	電力(直後の停電軒数) *1		0	0	0	0	0	979
	通信(直後の固定電話不通回線数) *1		0	0	0	0	0	407
	ガス(1日後の供給停止戸数) *1		-	-	-	-	-	-
交通施設被害	道路(被害箇所数)		0	0	0	0	16	153
	鉄道(被害箇所数)		0	0	0	0	13	103
	港湾(揺れによる被害箇所数)		-	-	-	-	-	-
生活支障	避難所避難者数(当日・1日後)(人) *1		0	0	0	0	13	1,370
	帰宅困難者数(人) *3		984	911	897	1,068	2,690	2,690
	物資需要量・食料(当日・1日後)(食) *1		0	0	0	0	48	4,934
	物資需要量・水() (2) *1		0	0	0	0	0	52,556
	仮設トイレの不足量(当日・1日後)(基) *1		0	0	0	0	19	95
災害廃棄物	災害廃棄物発生量	可燃物(万t) *1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.00
		不燃物(万t) *1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.00
その他施設等被害	エレベータ内閉じ込め者数(人) *4		0	0	0	0	0	2
	道路閉塞(幅員13m未満)(%)	道路リンク10~50%以下	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
	災害時要援護者数(当日・1日後)(人) *1		0	0	0	0	3	301
	危険物施設の被害箇所数(箇所)		0	0	0	0	0	4
	文化財の被害件数(件) *1		0	0	0	0	0	0
	孤立集落(集落)		0	0	0	0	0	0
	ため池(災害発生の危険性が高いため池の箇所数)		0	0	0	0	0	3
	重要施設	①災害対策本部等	0	0	0	0	0	2
		②避難拠点施設	0	0	0	0	0	9
	③医療施設	0	0	0	0	0	0	
経済被害	直接被害(億円)	民間 *1	0	0	0	0	8	811
		準公共 *1	0	0	0	0	5	26
		公共 *1	0	0	0	0	102	491
	合計(億円)		0	0	0	0	115	1,328

※ は、被害の最大値を示す

*1: 冬 18時 風速11m/s

*2: 冬 深夜 風速11m/s

*3: 昼12時

*4: 朝7時~8時

資料: 「広島県地震被害想定調査報告書」(平成25(2013)年10月)をもとに作成

3 本市における「めざすまちの姿」と強靱化の目標

本市では「三次市まち・ゆめ基本条例」を定め、市民と市議会及び市が協働して取り組むまちづくりを進めており、第3次三次市総合計画では、本市を構成するみんながまちづくりに取り組む上での共有すべき「めざすまちの姿」を、「人と想いがつながり、未来につなぐまち」と定めている。

本計画では、「めざすまちの姿」の実現を図るべく、市域の強靱化の基本目標及び事前に備えるべき目標を以下のように定め、各施策の連携によってしなやかなまちづくりを推進する。

めざすまちの姿

人と想いがつながり、未来につなぐまち

市域の強靱化の基本目標

I	人命の保護が最大限図られること
II	市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
III	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
IV	迅速な復旧復興に資すること

事前に備えるべき目標

1	人命保護
2	迅速な救助・救急活動等の実施
3	行政機能の確保
4	通信機能の確保
5	経済活動の維持
6	生活インフラの確保
7	二次災害の防止
8	速やかな復旧・復興

第3章 強靱化の現状と課題(脆弱性評価)

1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

国の基本計画において設定された大規模自然災害発生時における 45 項目の「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」及び広島県強靱化地域計画を参考に、本市の実情を踏まえて、本市における「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を以下のとおり設定した (計 34 項目)。

■本市における「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
1 人命保護 (大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる)	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態
	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 迅速な救助・救急活動等の実施 (大規模自然災害発生直後から救助・救急, 医療活動等が迅速に行われる[それがなされない場合の必要な対応を含む])	2-1 被災地での食料・飲料水等, 生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3 自衛隊, 警察, 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 救助・救急, 医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
	2-6 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災, 支援ルート途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8 避難所等の規模や機能の不足により, 被災者への支援が十分に確保できない事態
3 行政機能の確保 (大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する)	3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-2 市職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
4 通信機能の確保 (大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する)	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できないこと

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
5 経済活動の維持 （大規模自然災害発生後であっても、経済活動[サプライチェーンを含む]を機能不全に陥らせない）	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-4 食料等の安定供給の停滞
6 生活インフラの確保 （大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る）	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
7 二次災害の防止 （制御不能な二次災害を発生させない）	7-1 市街地での大規模火災の発生
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6 風評被害等による影響
8 速やかな復旧・復興 （大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する）	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足や基幹インフラの損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2 施策分野の設定

本市の強靱化に向けた取組を推進していくための施策分野については、国の基本計画における施策分野を参考とし、次のとおり設定する。

■強靱化に向けた取組推進のための施策分野

個別施策分野（9分野）	横断的分野（2分野）
① 行政機能／消防 ② 住宅・都市 ③ 保健医療・福祉 ④ 情報通信 ⑤ 産業構造 ⑥ 交通・物流 ⑦ 地域保全 ⑧ 環境 ⑨ 土地利用	① リスクコミュニケーション ② 老朽化対策

3 脆弱性の評価

強靱化の基本目標の実現に向け、今後必要となる強靱化施策を明らかにするため、設定したリスクシナリオに対する本市の現状における脆弱性について評価を行った。

(1) 人命保護（大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる）

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【住宅・建築物等の耐震化】

- 本市の住宅の耐震化率は、耐震計画策定時点で国・県平均と比べても低い状況にあることから、市民等への啓発活動をより一層推進する必要がある。

【建築物等の老朽化対策】

- 老朽化した公共施設の割合が増加し、社会インフラの安全性や機能の低下が懸念されていることから、これら老朽化施設の解体・除去や安全確保対策が必要である。

【危機管理体制の維持・強化】

- 大規模災害時においても、適切に危機管理や庁内業務が遂行できるよう、平常時から「三次市業務継続計画」の実効性の確保に努める必要がある。

【消防団の対応力の強化】

- 消防団員の減少や高齢化、消防団の車輛や格納庫の老朽化が進んでいるため、対策を講じる必要がある。

【自主防災活動の推進】

- 自主防災活動を積極的に推進する人材の確保、消防団や学校等との連携に図るとともに、市民に対して自助・共助の重要性を周知する必要がある。

【災害に強い道路ネットワークの構築】

- 災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため、道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁耐震化率の向上、道路法面对策を進める必要がある。

【市街地での防災機能の確保等】

- 中心部の市街地が拡大していることから、災害に備えた計画的な都市整備や災害時に一時的な避難場所ともなる都市公園等の安全性確保が必要である。

【耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上】

- 甚大な住宅被害が生じるような大規模災害に備え、木造住宅耐震診断設計資格者登録制度による当該資格保有者の登録促進（登録者の増加）が必要である。

【既存建築物等の総合的な安全対策】

- 災害時の既存建築物等に起因する被害を防止するため、総合的な安全対策の推進が必要である。

【家具固定の促進】

- 大地震に備えた家具等の固定実施率は、広島県平均が全国平均を下回る状況であることから、市民等に対する普及・啓発の継続が必要である。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【洪水対策施設の整備】

- 国・県・市が実施してきた江の川・馬洗川・西城川等の堤防・護岸の構築や河川改修、内水の排水施設整備等を引き続き推進する必要がある。

【浸水想定区域図の作成等】

- 災害時に市民等が適切な避難行動を実施し、地域の防災力の向上に役立つよう、市民一人ひとりが水害によるリスクを把握し、災害時の避難方法等を検討することが必要である。

【江の川上流水害タイムラインに基づく体制等の整備】

- 江の川上流水害タイムラインを基に、実際の出水時における市及び関係機関の活動を想定して、相互の連携を確認する必要がある。

【浄化槽対策】

- 災害による下水道施設等の被災によって公衆衛生に重大な影響が生じないように浄化槽の実態把握が必要である。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

【土砂災害や山地災害の対策施設の整備】

- 山地部を中心に土砂災害のハザードが高い土地が多く分布しており、これらの箇所における防災面での取組が必要である。

【土砂災害警戒区域等の指定】

- 災害時において市民等が適切な避難行動を行うことができるよう、市民一人ひとりが自宅等の土砂災害のリスクを平時から把握し、災害時の避難方法等を検討することが必要である。

【大規模盛土造成地の耐震化の推進】

- 地震時等に危険な大規模盛土造成地の被害を軽減するため、耐震化を推進する必要がある。

【適正な土地利用の推進】

- 立地適正化計画に基づき、災害の被害を受けるリスクが低い居住誘導区域への居住誘導を推進する。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【自助・共助の取組強化】

- 市民一人ひとりが防災意識を高め、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、自助・共助の取組をより一層強化していく必要がある。

【災害情報伝達手段の多様化】

- 市内の情報通信基盤である三次ケーブルビジョンの施設のうち、老朽化した設備を改修する必要がある。
- 避難情報等の伝達手段である音声告知放送や防災メールの登録者が少ないため、情報伝達手段の確保が必要である。また、携帯電話の不感地域の解消を図る必要がある。
- 災害時に利用登録を行わず接続可能とするWi-Fi環境を整備する必要がある。

【情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備】

- 災害時は多くの情報が集中し、錯綜することから、情報収集手段の高度化・効率化を図る必要がある。

【市民に対する避難情報等の伝達】

- 避難情報等の発出基準、手順、方法等を明確にするとともに、訓練等の実施や伝達手段の改善・多重化を図ることが必要である。

【避難行動要支援者に対する支援】

- 避難行動要支援者名簿の登録者数は、避難行動要支援者全体を網羅できるよう取組を進める必要がある。

【要配慮者に対する支援】

- 避難確保計画が未策定な要配慮者利用施設については、各施設での計画作成を促進するとともに、毎年増加している外国人への情報伝達や避難時における対応を整える必要がある。

【消防団による避難誘導】

- 消防団員の減少や高齢化、消防団の車両や格納庫の老朽化が進んでいるため、対策を講じる必要がある。 **【再掲】**

【自主防災組織による避難誘導】

- 自主防災活動を積極的に推進する人材の確保や、消防団、学校等との連携強化を図るとともに、市民に対して自助・共助の重要性を周知する必要がある。 **【再掲】**

- (2) 迅速な救助・救急活動等の実施（大規模自然災害発生直後から救助・救急，医療活動等が迅速に行われる〔それがなされない場合の必要な対応を含む〕）

2-1 被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止

【物資調達・供給体制の整備】

- 災害の種別や規模，経過等により，必要な物資は異なってくることから，被災者のニーズに沿った計画的な備蓄及び事業者との協定等による物資の調達が必要である。
- 市備蓄倉庫は，浸水想定区域内に立地しているため，新たな保管場所を確保する必要がある。

【家庭等における非常用物資の備蓄の推進】

- 家庭や企業等において最低3日分の水や食料等を備蓄し，生活用品とともに非常持出品として準備するよう啓発を行っていく必要がある。

【水道管の耐震化等供給体制の強化】

- 三次市水道事業の管路施設は，管路更新時に積極的に耐震管を採用するなど，管路施設の更新と耐震化を同時に進めていく必要がある。

【緊急輸送網の確保】

- 災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため，道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁耐震化率の向上，道路法面对策を進める必要がある。

【再掲】

【民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備】

- 現在締結している事業者との具体的な緊急輸送方法等の確認や，市独自でも新たな緊急輸送に関する協定を締結する等により，災害時における緊急輸送体制の一層の充実を図る必要がある。

【ボランティア体制の構築等】

- ボランティアの受入れ体制の確保について，市被災者生活サポートボランティアセンターと連携し，ボランティア活動の円滑な運営を行えるよう体制を整える必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【非常用物資の備蓄の推進】

- 家庭や企業等において最低3日分の水や食料等を備蓄し，生活用品とともに非常持出品として準備するよう啓発を行っていく必要がある。【再掲】

2-3 自衛隊，警察，消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【広域応援の速やかな受入れ】

- 地震等の大規模災害に適切に対応するため、平時から広域応援体制の構築・強化が必要である。

【消防設備及び消防施設の耐災害性の強化】

- 地震等の大規模災害時においても常備及び非常備の消防活動等を維持するため、消防施設の改修などにより耐災害性を高めるとともに、装備や資機材、消防車両等の充実を図る必要がある。

【消防団の対応力の強化】

- 消防団員の減少や高齢化、消防団の車輛や格納庫の老朽化が進んでいるため、対策を講じる必要がある。 **[再掲]**

【自主防災活動の推進】

- 自主防災活動を積極的に推進する人材の確保、消防団や学校等との連携を図るとともに、市民に対して自助・共助の重要性を周知する必要がある。 **[再掲]**

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【災害拠点病院の防災機能強化】

- 業務継続計画に基づいた院内訓練・研修を行うとともに、備蓄品や保管倉庫等の施設整備・拡充が必要である。

【事業者等との協定】

- 市としては排水機場の燃料補給を目的として協定を締結しているが、連絡体制等について検討する必要がある。
- 緊急車輛や市役所等の防災拠点施設についての協定は、直接には締結していない。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

【帰宅困難者対策としての事業者等との協定】

- 市は、締結済である宿泊のあっせんに関する協定の活用も含め、手続き等について検討する必要がある。

【道の駅の活用促進】

- 国土交通省三次河川国道事務所と「災害時における道の駅施設使用に関する覚書」を締結しており、災害時の活用を検討する必要がある。

【帰宅困難者用の物資調達・供給体制の整備】

- 事務所内備蓄について、事業者等に周知する必要がある。
- 県の協定及び市が締結している協定を活用し、物資調達・供給体制を検討する必要がある。

【帰宅困難者への情報提供】

- 公共交通機関が運行を停止した場合は、適切な行動を呼びかけるとともに、公共交通機関等の運行情報を速やかに収集・伝達し、必要に応じて一時避難宿泊場所を確保する必要がある。

2-6 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

【医療救護体制の強化】

- 大規模災害に対応するためには、関係各機関が連携し、あらかじめ医療救護体制（人材の育成や訓練、医薬品の供給体制等）を構築しておくことが重要である。

【病院の耐震化】

- 市立三次中央病院は耐震基準を満たしているが、広域的に物流が機能しなくなった際に備え、患者や職員用の食料と飲料水、医薬品等を備蓄しておく必要がある。

【災害拠点病院の防災機能強化】

- 業務継続計画（BCP）に基づいた院内訓練・研修を行うとともに、備蓄品や保管倉庫等の施設整備・拡充が必要である。 **【再掲】**

【医療・介護人材の育成】

- 急速な高齢化や過疎化の進行に伴い、医師、看護職員及び介護職員の不足が懸念されるため、更なる人材確保・育成が必要である。

【福祉支援ネットワークの構築】

- 大規模災害時において、要配慮者のニーズに対応した緊急支援を行う体制づくりが必要である。

【老人福祉施設入居者の避難機能整備】

- 大規模災害時において、老人福祉施設の利用継続を図るとともに、老人福祉施設入居者の避難（施設退避）機能構築が必要である。

【緊急輸送網の確保】

- 災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため、道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁耐震化率の向上、道路法面对策を進める必要がある。

【再掲】

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【予防接種の促進と衛生用品等の備蓄】

- 重大な感染症の発生に備え、予防接種の実施と初動時に必要となる衛生用品等の確保等が必要である。

【浄化槽対策】

- 災害による下水道施設等の被災によって公衆衛生に重大な影響が生じないように浄化槽の実態把握が必要である。 **【再掲】**

【下水道施設の防災・減災対策】

- 下水道施設の耐震化や設備の更新を図るとともに、下水道施設における浸水対策を進める必要がある。

2-8 避難所等の規模や機能の不足により、被災者への支援が十分に確保できない事態

【避難所の防災機能強化】

- 指定避難所として、建築物の耐震化や一定期間の避難生活を送るための設備の充実を図る必要がある。

【避難所の運営体制の整備】

- 新型コロナウイルス感染症等により避難所における3密を避けるため、収容人員を削減しなければならない。

【非常用物資の備蓄の推進】

- 家庭や企業等において最低3日分の水や食料等を備蓄し、生活用品とともに非常持出品として準備するよう啓発を行っていく必要がある。 **【再掲】**

【心のケアなどの支援体制の整備・強化】

- 大規模災害発生時に、被災者に対して迅速かつ適切な公衆衛生支援を行う体制を整備・強化する必要がある。

【避難行動要支援者に対する支援】

- 避難行動要支援者名簿の登録者数は、避難行動要支援者全体を網羅できるよう取組を進める必要がある。 **【再掲】**

【要配慮者に対する支援】

- 避難確保計画が未策定な要配慮者利用施設については、各施設での計画作成を促進するとともに、毎年増加している外国人への情報伝達や避難時における対応を整える必要がある。 **【再掲】**

【指定避難所、地域避難場所の機能充実、強化】

- 被災した高齢者・障害者等の要配慮者や在住外国人等が、安心して避難生活を送ることができる環境整備や支援体制の構築・運用が必要である。

【平時からの連携体制構築】

- 被災した高齢者・障害者等の要配慮者が、安心して避難生活を送ることができるよう平時からの支援体制の構築が必要である。

【ボランティア体制の構築等】

- ボランティアの受入れ体制の確保について、市被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティア活動の円滑な運営を行えるよう体制を整える必要がある。

【再掲】

【浄化槽対策】

- 災害による下水道施設等の被災によって公衆衛生に重大な影響が生じないよう浄化槽の実態把握が必要である。 **【再掲】**

【下水道施設の防災・減災対策】

- 下水道施設の耐震化や設備の更新を図るとともに、下水道施設における浸水対策を進める必要がある。 **【再掲】**

【遺体への適切な対応】

- 大規模災害により多数の死者が広域的に生じた場合、遺体の取扱いを遅滞なく進めることが求められるため、県や周辺市町と連携して広域火葬体制を整備する必要がある。

【特定動物や被災動物への対応】

- 多くの家庭動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想されることから、事前に対策を講じる必要がある。

(3) 行政機能の確保（大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する）

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【交通安全施設等の整備】

- 老朽化した交通安全施設の更新を行うとともに、交通情報の収集・分析・提供や交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を行う必要がある。

【交通規制等の実施】

- 災害時において、必要な場合は速やかに交通規制等を行い、交通の安全と緊急車輛の通行確保を図る必要がある。

3-2 市職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

【庁舎の耐震化】

- 市役所本庁舎は、災害復興の拠点機能を備え、災害時の市民等の一時避難場所ともなる新庁舎として整備している。なお、被災により市役所庁舎が災害対策本部として使用できない場合を想定し、代替施設での運営訓練を行う必要がある。

【執務環境，実施体制の維持確保】

- 非常時優先業務の執務レイアウト，ライフライン（燃料等）や職員用備蓄品の確保等，対応方針を明確化させる必要がある。

【危機管理体制の維持・強化】

- 大規模災害時においても，適切に危機管理や庁内業務が遂行できるよう，平常時から「三次市業務継続計画」の実効性の確保に努める必要がある。 **[再掲]**

【広域応援体制の構築】

- 被害が市の対応能力を超える場合は，県や他市町村からの応援を受け，被害状況の把握や災害応急対策を円滑に行う必要がある。

(4) 通信機能の確保(大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する)

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【庁舎の非常用電源の確保】

- 必要電源能力を把握するとともに，既存電源の有効性や課題について継続的に検討を進める必要がある。

【情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備】

- 災害時の情報収集・発信を確保するため，LAN・WAN，防災情報システム等の停電対策及び地震対策を行うとともに，災害時優先電話や携帯無線及び広島県防災行政無線等を有効に活用する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できないこと

【災害情報伝達手段の多様化】

- 市内の情報通信基盤である三次ケーブルビジョンの施設のうち，老朽化した設備を改修する必要がある。 **[再掲]**
- 避難情報等の伝達手段である音声告知放送や防災メールの登録者が少ないため，情報伝達手段の確保が必要である。また，携帯電話の不感地域の解消を図る必要がある。
[再掲]
- 災害時に利用登録を行わず接続可能とするWi-Fi環境を整備する必要がある。
[再掲]

- (5) 経済活動の維持（大規模自然災害発生後であっても、経済活動〔サプライチェーンを含む〕を機能不全に陥らせない）

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

【事業継続の取組の推進】

- 市内の企業等に対して、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

【緊急輸送網の確保】

- 災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため、道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁耐震化率の向上、道路法面对策を進める必要がある。

【再掲】

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

【有害物質流出対策】

- 災害時において、有害物質が流出し、二次被害が発生した際には、速やかに流出した有害物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。

5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止

【災害に強いインフラ整備】

- 災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため、道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁耐震化率の向上、道路法面对策を進める必要がある。

【再掲】

【交通安全施設等の整備】

- 老朽化した交通安全施設の更新を行うとともに、交通情報の収集・分析・提供や交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を行う必要がある。【再掲】

【交通規制等の実施】

- 災害時において、必要な場合は速やかに交通規制等を行い、交通の安全と緊急車輛の通行確保を図る必要がある。【再掲】

5-4 食料等の安定供給の停滞

【物資調達・供給体制の整備】

- 災害の種類や規模、経過等により、必要な物資は異なってくることから、被災者のニ

ーズに沿った計画的な備蓄及び事業者との協定等による物資の調達が必要である。

【再掲】

- 市備蓄倉庫は、浸水想定区域内に立地しているため、新たな保管場所を確保する必要がある。 **【再掲】**

- (6) 生活インフラの確保（大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気，ガス，上下水道，燃料，交通ネットワーク等を確保するとともに，これらの早期復旧を図る）

6-1 電力供給ネットワーク（発電所，送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

【再生可能エネルギーの導入促進】

- 大規模災害時に、指定避難所等の防災拠点において必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【水道管の耐震化等供給体制の強化】

- 三次市水道事業の管路施設は、管路更新時に積極的に耐震管を採用するなど、管路施設の更新と耐震化を同時に進めていく必要がある。 **【再掲】**

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【下水道施設の防災・減災対策】

- 下水道施設の耐震化や設備の更新を図るとともに、下水道施設における浸水対策を進める必要がある。 **【再掲】**

【浄化槽対策】

- 災害による下水道施設等の被災によって公衆衛生に重大な影響が生じないように浄化槽の実態把握が必要である。 **【再掲】**

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【災害に強いインフラ整備】

- 災害時の道路寸断による救助活動や災害応急活動等の停滞を防止するため、道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁耐震化率の向上、道路法面对策を進める必要がある。

【再掲】

【緊急輸送体制の整備】

- 災害時に、緊急に人員の輸送が生じた場合、迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

ある。

【交通安全施設等の整備】

- 老朽化した交通安全施設の更新を行うとともに、交通情報の収集・分析・提供や交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を行う必要がある。【再掲】

(7) 二次災害の防止（制御不能な二次災害を発生させない）

7-1 市街地での大規模火災の発生

【広域応援の速やかな受入れ】

- 地震等の大規模災害に適切に対応するため、平時から広域応援体制の構築・強化が必要である。【再掲】

【消防団の対応力の強化】

- 消防団員の減少や高齢化、消防団の車輛や格納庫の老朽化が進んでいるため、対策を講じる必要がある。【再掲】

【自主防災活動の推進】

- 自主防災活動を積極的に推進する人材の確保、消防団や学校等との連携に図るとともに、市民に対して自助・共助の重要性を周知する必要がある。【再掲】

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【住宅・建築物等の耐震化】

- 本市の住宅の耐震化率は、耐震計画策定時点で国・県平均と比べても低い状況にあることから、市民等への啓発活動をより一層推進する必要がある。【再掲】

【既存建築物等の総合的な安全対策】

- 災害時の既存建築物等に起因する被害を防止するため、総合的な安全対策の推進が必要である。【再掲】

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【治山施設の整備】

- 山地部を中心に土砂災害のハザードが高い土地が多く分布しており、これらの箇所における防災面での取組が必要である。【再掲】

【農業用水利施設等の老朽化対策】

- 老朽化し危険度が高いため池の補修・改修を図るとともに、ため池耐震診断を実施し、耐震性が低いため池について、管理監視体制の強化、二次被害防止等の対策が必要で

ある。

【ダム放流情報等の把握と住民への伝達】

- ダムは治水機能を有する一方で、緊急放流を行う場合は下流域に甚大な被害が生じるおそれもあることから、平時からダムの機能について正確な情報を提供するとともに、緊急放流時には影響を受ける地域の住民に対し、必要に応じて避難情報を発令・伝達する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

【有害物質流出対策】

- 災害時において、有害物質が流出し、二次被害が発生した際には、速やかに流出した有害物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。 **【再掲】**

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地・森林等の保全の取組】

- 農地等は、下流域の湛水防止などの防災機能も有しているが、農村部における人口減少や高齢化の進行、有害鳥獣による食害等の問題が深刻化していることから、農地の継承等による農地保全等を推進する必要がある。
- 管理の不十分な森林が拡大し、森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、持続的な林業経営や多様な主体が参加する保全活動を拡大させていく取組が必要である。

7-6 風評被害等による影響

【正確な情報提供】

- 災害発生直後においては、パニックや火災による二次災害を防止するため、要配慮者や避難者、外国人等にも配慮して情報提供を行う必要がある。
- 市のホームページは、災害時の重要な情報源であるため、アクセス集中による閲覧障害を回避する必要がある。

- (8) 速やかな復旧・復興（大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する）

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理計画の策定】

- 災害廃棄物の処理は、「三次市災害廃棄物処理計画」に基づき、適切に行うこととしている。

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足や基幹インフラの損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【建設業の担い手確保】

- 建設業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や交通網の復旧など、地域の安全・安心を担う業種であり、今後も建設業の担い手の中長期的な育成・確保に取り組む必要がある。

【耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上】

- 甚大な住宅被害が生じるような大規模災害に備え、木造住宅耐震診断設計資格者登録制度による当該資格保有者の登録促進（登録者の増加）が必要である。 **[再掲]**

【建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備】

- 甚大な住宅被害が生じるような大規模災害に備え、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地応急危険度判定士の登録・養成を推進する必要がある。

【地籍調査の推進と相談体制の整備】

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となり、市内の地籍調査を促進する必要がある。
- 災害後の復旧・復興時には土地・家屋に関する多様な専門的相談事案が発生するため、各種相談体制の充実に取り組む必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地域づくり活動の推進】

- 自治会・常会への加入を促進するとともに、地域集会所や地域避難場所等で地域住民が安心して避難生活を送ることができる環境整備、住民自治組織と地域の連携体制の構築・運用が必要である。

【平時からの連携体制構築】

- 被災した高齢者・障害者等の要配慮者が、安心して避難生活を送ることができよう平時からの支援体制の構築が必要である。 **[再掲]**

【治安の維持】

- 災害による混乱や避難生活者の空き家屋などが生ずることから、被災地における治安の維持等を図る必要がある。

【被災者の住宅確保】

- 大規模災害時などに、建物倒壊等により住居を失った被災者が多量に生じた場合、そ

の居住場所の早期確保に課題がある。

- 住宅復旧に向け、速やかに災証明を発行できる体制・仕組みづくりが必要である。

【文化財の保護】

- 市内には、指定文化財と国登録有形文化財が数多くあり、これらの文化財を災害から保護するための防災対策が必要である。

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【洪水対策施設の整備】

- 国・県・市が実施してきた江の川・馬洗川・西城川等の堤防・護岸の構築や河川改修、内水の排水施設整備等を引き続き推進する必要がある。 **【再掲】**

【浄化槽対策】

- 災害による下水道施設等の被災によって公衆衛生に重大な影響が生じないよう浄化槽の実態把握が必要である。 **【再掲】**

【下水道施設の防災・減災対策】

- 下水道施設の耐震化や設備の更新を図るとともに、下水道施設における浸水対策を進める必要がある。 **【再掲】**

第4章 推進すべき施策の方針

1 リスクシナリオごとの施策の方針

前章の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に係る本市の脆弱性の評価及び本市の各種部門計画等を踏まえ、今後におけるリスクシナリオごとの施策の方針を、以下のとおり設定した。

(1) 人命保護（大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる）

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【住宅・建築物等の耐震化】

- 「三次市耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な公共建築物の耐震改修、民間建築物や一般住宅に対する耐震化の促進活動を推進し、耐震化率の更なる向上を図る。〔都市建築課〕
- 災害に強いまちづくりを進めるため、「三次市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業、住宅・建築物防災力緊急促進事業を引き続き推進し、耐震化のさらなる向上を図る。〔都市建築課〕

【建築物等の老朽化対策】

- 「三次市公共施設等総合管理計画」に基づき、市民等への公共サービスを維持しつつ、公共施設の適切な維持管理を推進する。〔財産管理課，都市建築課，教育企画課〕

【危機管理体制の維持・強化】

- 「三次市地域防災計画」に基づき、各種災害を想定した訓練の実施により、対応力の向上を図るとともに、消防団等の装備・資機材を計画的に整備し防災業務の実効性の向上を図る。〔危機管理課〕
- 「三次市業務継続計画」を各職員に周知徹底するとともに、防災訓練等の結果を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを図る。〔総務課，危機管理課〕

【消防団の対応力の強化】

- 市内行事等における消防団活動のPR，機能別消防団員制度の活用等により，市民の消防団活動に対する理解を醸成し，消防団員の確保を図る。〔危機管理課〕
- 災害時において，安全かつ迅速に消防団活動が行えるよう，消防団員の技能の向上に努めるとともに，消防団の装備や資機材，施設・設備の充実強化を推進する。〔危機管理課〕

【自主防災活動の推進】

- 自主防災組織に対する活動支援や防災リーダー等の人材育成に取り組む。〔危機管理課〕

- 平時から、防災訓練や講演・研修等の機会を活用し、地域防災についての共通理解を促進するとともに、住民啓発や災害時の避難所運営体制の整備等について取組を推進する。〔危機管理課〕

【災害に強い道路ネットワークの構築】

- 「三次市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に効率的・効果的な道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。〔土木課〕
- 道路防災総点検等により抽出された要対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を実施する。〔土木課〕
- 豪雪地帯において、冬季の堆雪による道路閉塞を防止するため、除雪事業を実施する。〔土木課〕
- 「三次市耐震改修促進計画」に基づき、震災時の緊急輸送道路の閉塞を防止するため、「住宅・建築物防災力緊急促進事業」を推進し、沿道建築物の耐震化を促進する。〔都市建築課〕

【市街地での防災機能の確保等】

- 「三次市地域防災計画」、「三次市都市計画マスタープラン」に基づき、防災上重要な公共施設等（都市公園等）の整備や都市の不燃化の促進などによる安全性確保等を推進し、市街地における防災機能の確保・向上を図る。〔都市建築課〕
- 災害に強いまちづくりを進めるため、空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業を推進する。〔都市建築課〕

【耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上】

- 木造住宅耐震診断設計資格者登録制度の運用を浸透させる他、専門技能を身に着的けるための研修・講習会等への職員の参加促進等により、耐震化促進に係る人材育成・技術力の向上を図る。〔都市建築課〕

【既存建築物等の総合的な安全対策】

- 「三次市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物等の総合的な安全対策を推進する。〔財産管理課，都市建築課〕
- 災害に強いまちづくりを進めるため、「三次市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物等の総合的な安全対策（住宅・建築物安全ストック形成事業，住宅・建築物防災力緊急促進事業）を引き続き推進する。〔都市建築課〕
- 災害に強いまちづくりを進めるため、「三次市空家等対策計画」に基づき、空き家再生等推進事業，空き家対策総合支援事業を推進する〔都市建築課〕
- 市営住宅の老朽化対策として「三次市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、安全対策（改修，除却等）を推進する。〔財産管理課〕

【家具固定の促進】

- 広報物（防災の手引き）の配布やホームページ掲載等により、市民等に対する平時から

の家庭内における家具の転倒・落下防止等の普及・啓発を図る。〔危機管理課，都市建築課〕

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【洪水対策施設の整備】

- 水防災対策特定河川事業（河川浚渫，維持工事等），内水浸水被害対策事業を推進し，洪水対策に努める。〔土木課〕
- 国から管理を受託している排水ポンプ場，排水樋門のほか，市が設置している排水ポンプ場，仮設ポンプの運用や排水ポンプ車の機動的運用により内水排除に努める。合わせて，水防施設の整備や更新，資機材の導入を検討する。〔危機管理課〕

【浸水想定区域図の作成等】

- 浸水が想定される区域や土砂災害の危険性のある区域の他，避難所等を示したWEB版ハザードマップの周知を行うとともに，市民一人ひとりが平時から避難について考え，危険が迫る前に適切に避難するよう啓発に努める。〔危機管理課〕

【江の川上流水害タイムラインに基づく体制等の整備】

- 関係機関・団体とも連携し，出水時におけるタイムラインの運用，振り返り，改善を継続的に実施しスパイラルアップにより充実を図る。〔危機管理課，土木課〕

【浄化槽対策】

- 浄化槽の実態を把握できるよう，浄化槽の設置・廃止・管理者変更等に当たっての届出制度の運用，届出・浄化槽台帳の整備等を推進する。〔環境政策課，下水道課，都市建築課〕

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず，後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

【土砂災害や山地災害の対策施設の整備】

- 土石流，地すべり，山崩れ，がけ崩れ，ため池決壊等の予防に関する施設・設備整備を推進し，土砂災害・山地災害対策を行うよう努める。〔農政課，土木課〕

【土砂災害警戒区域等の指定】

- 県指定の土砂災害警戒区域等を示したWEB版ハザードマップの周知を行うとともに，市民一人ひとりが平時から避難について考え，危険が迫る前に適切に避難するよう啓発に努める。〔危機管理課〕

【大規模盛土造成地の耐震化の推進】

- 「宅地耐震化推進事業」を推進し大規模盛土造成地の耐震化や，大規模盛土造成地の被害軽減を図るための災害リスクの周知（情報公開）を進める。〔都市建築課〕

【適切な土地利用の推進】

- 「三次市立地適正化計画」に基づく、適切な土地利用、居住誘導・都市機能誘導を推進する。〔都市建築課〕

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【自助・共助の取組強化】

- 「三次市地域防災計画」に基づき、市民・企業等との連携のもと、防災活動の周知や参画しやすい防災活動の実施をはじめ、学校や幼稚園・保育所等における防災教育・避難訓練等により、自助・共助の取組の強化を推進する。〔危機管理課〕

【災害情報伝達手段の多様化】

- 三次ケーブルビジョンの老朽化した設備を維持・拡充するため、必要に応じて設備改修を行うこととする。〔情報政策課〕
- 市民に避難情報等が確実に伝わるよう、音声告知放送、防災メールなどの既存の伝達手段の利用拡大を図るとともに、サイレンやSNS等の活用により伝達手段の更なる多重化、携帯電話の不感地域の解消を図る。〔危機管理課、情報政策課〕
- 市内に設置しているWi-Fi環境を災害時等に開放し、接続可能にする。〔情報政策課、商工観光課〕

【情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備】

- 市災害対策本部の広報広聴班において市民からの情報提供に対応するとともに、新たな情報技術を活用した効率的な手段についても検討する。〔危機管理課〕
- 民間事業者との連携により、ドローンによる被災状況の速やかな把握を図る。〔危機管理課〕

【市民に対する避難情報等の伝達】

- 「三次市地域防災計画」に基づく市民への情報伝達のタイミング、手順等について関係職員が熟知するとともに、伝達手段の改善・多重化に努める。〔危機管理課〕

【避難行動要支援者に対する支援】

- 避難行動要支援者名簿の作成システムの整備、同意の取り方、関係者との共有、サポートのあり方等について総合的に取り組む。〔危機管理課、社会福祉課、高齢者福祉課、健康推進課〕

【要配慮者に対する支援】

- 要配慮者利用施設に対する防災対策の指導等、要配慮者の避難支援・安全確保に資する対策を推進する。〔社会福祉課、高齢者福祉課、健康推進課、危機管理課〕
- 在住外国人等に対する防災情報の提供や防災学習機会の拡充を推進する。また、防災メールの多言語化や観光庁作成の「セーフティインフォメーション」を市内観光施設に配布し周知を図る。〔危機管理課、商工観光課〕

【消防団による避難誘導】

- 市内行事等における消防団活動のPR，機能別消防団員制度の活用等により，市民の消防団活動に対する理解を醸成し，消防団員の確保を図る。〔危機管理課〕 **〔再掲〕**
- 災害時において，安全かつ迅速に消防団活動が行えるよう，消防団員の技能の向上に努めるとともに，消防団の装備や資機材，施設・設備の充実強化を推進する。〔危機管理課〕 **〔再掲〕**

【自主防災組織による避難誘導】

- 自主防災組織に対する活動支援や防災リーダー等の人材育成に取り組む。〔危機管理課〕 **〔再掲〕**
- 平時から，防災訓練や講演・研修等の機会を活用し，地域防災についての共通理解を促進するとともに，住民啓発や災害時の避難所運営体制の整備等について取組を推進する。〔危機管理課〕 **〔再掲〕**

(2) 迅速な救助・救急活動等の実施（大規模自然災害発生直後から救助・救急，医療活動等が迅速に行われる〔それがなされない場合の必要な対応を含む〕）

2-1 被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止

【物資調達・供給体制の整備】

- 平時から計画的に備蓄するほか，必要な物資について調達協定を締結し，具体的な調達・配送計画を策定するとともに，災害時に実践できるよう，避難所関係者や調達事業者等との連携に努める。〔危機管理課〕
- 避難所用物資の増加及び浸水のおそれへの対策として，新たな備蓄倉庫の整備を検討する。〔危機管理課〕

【家庭等における非常用物資の備蓄の推進】

- 市民に対して，様々な機会を通じて，平時からの備えとして非常用物資の備蓄が重要であることを広報するとともに，自主防災組織による地域避難場所での計画的な備蓄を促進する。〔危機管理課〕

【水道管の耐震化等供給体制の強化】

- 「三次市水道事業ビジョン」に基づき，老朽管路及び非耐震管路の更新計画を策定するとともに，老朽管路を優先的に更新し，耐震管路への布設替えを行う。〔広島県水道広域連合企業団三次事務所〕
- 給水管等の破断による断水時にも応急給水に対応できるよう，耐震性貯水槽の整備を推進する。〔広島県水道広域連合企業団三次事務所〕

【緊急輸送網の確保】

- 「三次市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ，防災上重要な幹線道路を中心に効率的・効果的な道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い，

市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。〔土木課〕 **〔再掲〕**

- 道路防災総点検等により抽出された要対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を実施する。〔土木課〕 **〔再掲〕**
- 豪雪地帯において、冬季の堆雪による道路閉塞を防止するため、除雪事業を実施する。〔土木課〕 **〔再掲〕**
- 「三次市耐震改修促進計画」に基づき、震災時の緊急輸送道路の閉塞を防止するため、「住宅・建築物防災力緊急促進事業」を推進し、沿道建築物の耐震化を促進する。〔都市建築課〕 **〔再掲〕**

【民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備】

- 物資調達・輸送に関する協定締結を推進するとともに、災害時における緊急対応が円滑に行えるよう、協定締結団体等と連携して、具体的な調達・配送計画を策定し、災害時に実践できるよう、連携に努める。〔危機管理課〕

【ボランティア体制の構築等】

- 関係機関と連携を図り、ボランティアの受入れや活動支援、情報収集・発信などを円滑に行えるよう体制の整備に努める。〔社会福祉課，高齢者福祉課〕

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【非常用物資の備蓄の推進】

- 市民に対して、様々な機会を通じて、平時からの備えとして非常用物資の備蓄が重要であることを広報するとともに、自主防災組織による地域避難場所での計画的な備蓄を促進する。〔危機管理課〕 **〔再掲〕**

2-3 自衛隊，警察，消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【広域応援の速やかな受入れ】

- 受援計画を策定し、広域応援の速やかな要請、応援部隊の受入れ体制の整備等を行う必要がある。〔危機管理課〕

【消防設備及び消防施設の耐災害性の強化】

- 災害時において、安全かつ迅速に常備及び非常備の消防活動等が行えるよう、格納庫や防火水槽、消防車両等の整備・改修等を行うとともに、資機材等の整備・更新、定期的な修繕や維持管理を行う。〔危機管理課，備北地区消防組合〕

【消防団の対応力の強化】

- 市内行事等における消防団活動のPR，機能別消防団員制度の活用等により，市民の消防団活動に対する理解を醸成し，消防団員の確保を図る。〔危機管理課〕 **〔再掲〕**
- 災害時において，安全かつ迅速に消防団活動が行えるよう，消防団員の技能の向上に努めるとともに，消防団の装備や資機材，施設・設備の充実強化を推進する。〔危機管

理課] [再掲]

【自主防災活動の推進】

- 自主防災組織に対する活動支援や防災リーダー等の人材育成に取り組む。[危機管理課]

[再掲]

- 平時から、防災訓練や講演・研修等の機会を活用し、地域防災についての共通理解を促進するとともに、住民啓発や災害時の避難所運営体制の整備等について取組を推進する [危機管理課] [再掲]

2-4 救助・救急，医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

【災害拠点病院の防災機能強化】

- 業務継続計画（BCP）に基づいた院内訓練・研修を行い，その訓練や研修での気付き等をBCPに反映し精度を上げるとともに，備蓄等を推進する。[病院企画課，健康推進課]
- 備蓄品の保管倉庫等，災害に備えるための施設整備・拡充に努める。[病院企画課]

【事業者等との協定】

- 市が協定を締結している事業者及び県の協定に含まれる事業者等と，災害時に実践できるように体制を整備する。[危機管理課]
- 災害発生時に緊急車輛や市役所等の防災拠点施設を維持又は早期回復させるための体制を整備する。[危機管理課，財産管理課]

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

【帰宅困難者対策としての事業者等との協定】

- 市の協定及び県の協定を有効に活用して帰宅困難者の支援を行えるよう，協定先の事業者等と手続等を確認し，円滑な運用を図る。[危機管理課，商工観光課]

【道の駅の活用促進】

- 国土交通省三次河川国道事務所と締結している覚書を踏まえ，道路管理者等と連携し，「道の駅 ゆめランド布野」の防災拠点としての利活用について検討する。[危機管理課]

【帰宅困難者用の物資調達・供給体制の整備】

- 市の広報誌等により，事業所内備蓄の必要性について周知するとともに，帰宅困難者に対して物資等を供給する体制を整備する。[危機管理課，商工観光課，社会福祉課]

【帰宅困難者への情報提供】

- 公共交通機関等の復旧の見直し等について市のホームページ等により速やかに情報提供する。また，市の指定避難所や県・市の協定を活用し，一時的な宿泊場所を確保する。

2-6 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

【医療救護体制の強化】

- 「広島県保健医療計画（備北二次保健医療圏）」に基づき，医療救護体制の確保及び訓練の実施，関係機関との災害情報の共有体制や輸送体制の確立を推進する。[病院企画課，危機管理課]

【病院の耐震化】

- 災害拠点病院としての機能を維持できるよう，患者，職員用の食料と飲料水，医薬品等を3日分程度備蓄する。[病院企画課]

【災害拠点病院の防災機能強化】

- 業務継続計画（BCP）に基づいた院内訓練・研修を行い，その訓練や研修での気付き等をBCPに反映し精度を上げるとともに，備蓄等を推進する。[病院企画課，健康推進課] **【再掲】**
- 備蓄品の保管倉庫等，災害に備えるための施設整備・拡充に努める。[病院企画課] **【再掲】**

【医療・介護人材の育成】

- 災害時に市民等が安心して医療・介護サービスを受けられるよう，関連機関と連携して，医師や看護職員，介護職員等の人材の確保・育成に努める。[社会福祉課，高齢者福祉課，健康推進課]

【福祉支援ネットワークの構築】

- 要配慮者への支援を行うため，災害時公衆衛生チームの編成職種として，福祉関係の職種を加えた体制を県と連携して整備する。[社会福祉課，高齢者福祉課，健康推進課]

【老人福祉施設入居者の避難機能整備】

- 大規模災害時において，老人福祉施設の利用継続を図るとともに，老人福祉施設入居者の避難（施設退避）機能構築が必要である。[高齢者福祉課]

【緊急輸送網の確保】

- 「三次市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ，防災上重要な幹線道路を中心に効率的・効果的な道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い，市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。[土木課] **【再掲】**
- 道路防災総点検等により抽出された要対策箇所を対象に，法面や盛土の対策を実施する。[土木課] **【再掲】**
- 豪雪地帯において，冬季の堆雪による道路閉塞を防止するため，除雪事業を実施する。[土木課] **【再掲】**

- 「三次市耐震改修促進計画」に基づき、震災時の緊急輸送道路の閉塞を防止するため、「住宅・建築物防災力緊急促進事業」を推進し、沿道建築物の耐震化を促進する。〔都市建築課〕 **〔再掲〕**

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【予防接種の促進と衛生用品等の備蓄】

- 災害時の感染症の発生・蔓延を防ぐため、平時から予防接種の重要性を周知するとともに、大規模災害時等の感染症対策として衛生用品の備蓄を促進する。〔健康推進課〕

【浄化槽対策】

- 浄化槽の実態を把握できるよう、浄化槽の設置・廃止・管理者変更等に当たっての届出制度の運用、届出・浄化槽台帳の整備等を推進する。〔環境政策課，下水道課，都市建築課〕 **〔再掲〕**

【下水道施設の防災・減災対策】

- 下水道施設（排水ポンプ場等）の耐震補強・設備更新による市街地浸水対策をはじめ汚水処理施設の設備更新並びに下水管路の更生を推進するとともに、下水道BCPや災害時対応マニュアルを策定し、それに基づく防災・減災対策に努める。〔下水道課〕

2-8 避難所等の規模や機能の不足により、被災者への支援が十分に確保できない事態

【避難所の防災機能強化】

- 指定避難所に指定されている施設の耐震化，情報伝達設備の整備，非常用電源の整備，早期の学校給食復旧や被災地域への炊き出し支援に配慮した学校給食設備の整備，避難生活環境を考慮した施設・設備の整備を推進する。〔危機管理課，環境政策課，学校教育課〕
- 現在指定されている指定避難所に加え，浸水時緊急退避施設，大規模災害時に開設する広域避難場所，自主防災組織で運営する地域避難場所の指定・確保に努める。〔危機管理課〕
- 「三次市十日市地区都市再生整備計画事業」に位置付けた事業の推進を図り，地域の防災機能の強化を図る。〔都市建築課〕

【避難所の運営体制の整備】

- 市民一人ひとりが自らの避難先を親族や知人宅等を含め予め検討するよう，自主防災組織と連携して，分散避難の啓発に努める。〔危機管理課〕
- 必要に応じ，関連団体等と避難所運営に係る協力協定の締結に努める。〔危機管理課〕

【非常用物資の備蓄の推進】

- 市民に対して，様々な機会を通じて，平時からの備えとして非常用物資の備蓄が重要であることを広報するとともに，自主防災組織による地域避難場所での計画的な備蓄

を促進する。〔危機管理課〕 **〔再掲〕**

【心のケアなどの支援体制の整備・強化】

- 平時より、県と連携して、被災者の心のケア等の公衆衛生支援を行う体制を整備・強化する。〔社会福祉課，高齢者福祉課，健康推進課，こども家庭支援課〕

【避難行動要支援者に対する支援】

- 避難行動要支援者名簿の作成システムの整備，同意の取り方，関係者との共有，サポートのあり方等について総合的に取り組む。〔社会福祉課，高齢者福祉課，健康推進課，危機管理課〕 **〔再掲〕**

【要配慮者に対する支援】

- 要配慮者利用施設に対する防災対策の指導等，要配慮者の避難支援・安全確保に資する対策を推進する。〔社会福祉課，高齢者福祉課，健康推進課，危機管理課〕 **〔再掲〕**
- 在住外国人等に対する防災情報の提供や防災学習機会の拡充を推進する。また，防災メールの多言語化や観光庁作成の「セーフティインフォメーション」を市内観光施設に配布し周知を図る。〔危機管理課，商工観光課〕 **〔再掲〕**

【指定避難所，地域避難場所の機能充実，強化】

- 指定避難所・地域避難場所として使用する施設のバリアフリー対応や，要配慮者用サービスの整備・準備に努める他，社会福祉施設等との協定締結により福祉避難所の指定・確保に努める。〔まちづくり交通課，商工観光課，危機管理課，社会教育課，学校教育課〕

【平時からの連携体制構築】

- 「広島県地域ケア体制整備構想」に基づき，地域福祉体制の充実（個別対応による在宅生活の支援，介護サービスの基盤整備等）を図る。〔社会福祉課，高齢者福祉課，健康推進課〕

【ボランティア体制の構築等】

- 関係機関と連携を図り，ボランティアの受入れや活動支援，情報収集・発信などを円滑に行えるよう体制の整備に努める。〔社会福祉課，高齢者福祉課〕 **〔再掲〕**

【浄化槽対策】

- 浄化槽の実態を把握できるよう，浄化槽の設置・廃止・管理者変更等にあたっての届出制度の運用，届出・浄化槽台帳の整備等を推進する。〔環境政策課，下水道課，都市建築課〕 **〔再掲〕**

【下水道施設の防災・減災対策】

- 下水道施設（排水ポンプ場等）の耐震補強・設備更新による市街地浸水対策をはじめ汚水処理施設の設備更新並びに下水管路の更生を推進するとともに，下水道BCPや災害時対応マニュアルを策定し，それに基づく防災・減災対策に努める。〔下水道課〕 **〔再掲〕**

【遺体への適切な対応】

- 多数の死者が生じるような大規模災害に備え、県や周辺市町と連携して「広島県広域火葬計画」の実効性を確保するための広域火葬体制を整備する。〔市民課，環境政策課〕

【特定動物や被災動物への対応】

- 「広島県動物愛護管理推進計画」に定められた災害時対策を、関係機関と連携して推進するとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れ・飼育環境を整備する。〔環境政策課，危機管理課〕

(3) 行政機能の確保（大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する）

3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

【交通安全施設等の整備】

- 老朽化した交通安全施設の更新等、「三次市交通安全計画」に基づく災害に備えた道路環境の整備を推進する。〔土木課，危機管理課〕

【交通規制等の実施】

- 災害時において迅速かつ的確に交通規制等の措置が講じられるよう、平時から重要な交差点等を抽出し、市，道路管理者及び三次警察署が手順等の共有に努める。〔土木課，危機管理課〕

3-2 市職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

【庁舎の耐震化】

- 「三次市業務継続計画」，「三次市耐震改修促進計画」に基づき，防災上重要な公共建築物の耐震改修や施設設備の充実を推進し，各種災害への備えの向上を図る。また，緊急的に代替施設を利用できるよう施設設備の充実を推進する。〔財産管理課，都市建築課，危機管理課〕

【執務環境，実施体制の維持確保】

- 「三次市業務継続計画」で挙げられている課題について，対応方針（対策内容）を明確化したうえで，計画に位置づける。〔総務課，危機管理課〕

【危機管理体制の維持・強化】

- 「三次市業務継続計画」を各職員に周知徹底するとともに，防災訓練等の結果を踏まえ，必要に応じて計画内容の見直しを図る。〔総務課，危機管理課〕 **〔再掲〕**

【広域応援体制の構築】

- 災害時相互応援協定の締結を推進するとともに，受援計画の策定などにより，協定締結先の地方公共団体等と連携して，災害時に備えた具体的な協力体制の整備に努める。

[総務課，危機管理課]

(4) 通信機能の確保(大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する)

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【庁舎の非常用電源の確保】

- 既存電源の有効性(必要能力等)や課題対応について明確化したうえで、「三次市業務継続計画」に位置づける。[財産管理課，危機管理課]

【情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備】

- 情報システムの停電対策及び耐震対策を進めるとともに，様々な情報伝達手段の活用方法について習熟し，又は新たな手段の活用についても常に検討する必要がある。[情報政策課，危機管理課]

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できないこと

【災害情報伝達手段の多様化】

- 三次ケーブルビジョンの老朽化した設備を維持・拡充するため，必要に応じて設備改修を行うこととする。[情報政策課] **【再掲】**
- 市民に避難情報等が確実に伝わるよう，音声告知放送，防災メールなどの既存の伝達手段の利用拡大を図るとともに，サイレンやSNS等の活用により伝達手段の更なる多重化，携帯電話の不感地域の解消を図る。[危機管理課，情報政策課] **【再掲】**
- 市内に設置しているWi-Fi環境を災害時等に開放し，接続可能にする。[情報政策課，商工観光課] **【再掲】**

(5) 経済活動の維持(大規模自然災害発生後であっても，経済活動[サプライチェーンを含む]を機能不全に陥らせない)

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

【事業継続の取組の推進】

- 県が実施している企業等への事業継続マネジメント(BCM)の構築に資する事業継続計画(BCP)の構築支援に協力するとともに，市は災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。[商工観光課，農政課，危機管理課]
- 農業従事者に対し，農産物の生産，その他農業経営の開始・改善に必要な施設等の取得・改良・修繕に係る経済支援(補助金)を実施する。[商工観光課，農政課]

【緊急輸送網の確保】

- 「三次市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ，防災上重要な幹線道路を中心に効率的・

効果的な道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。〔土木課〕 **〔再掲〕**

- 道路防災総点検等により抽出された要対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を実施する。〔土木課〕 **〔再掲〕**
- 豪雪地帯の道路区間において、冬季の堆雪による道路閉塞を防止するため、除雪事業（除雪車の増備等）を実施する。〔土木課〕 **〔再掲〕**
- 「三次市耐震改修促進計画」に基づき、震災時の緊急輸送道路の閉塞を防止するため、「住宅・建築物防災力緊急促進事業」を推進し、沿道建築物の耐震化を促進する。〔都市建築課〕 **〔再掲〕**

5-2 重要な産業施設の損壊，火災，爆発等

【有害物質流出対策】

- 関係機関との連携のもと、有害物質が流出した場合の具体的な対応方針・手順を定めておく。〔環境政策課，商工観光課〕

5-3 幹線が分断するなど，基幹的交通ネットワークの機能停止

【災害に強いインフラ整備】

- 「三次市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に効率的・効果的な道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。〔土木課〕 **〔再掲〕**
- 道路防災総点検等により抽出された要対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を実施する。〔土木課〕 **〔再掲〕**
- 豪雪地帯の道路区間において、冬季の堆雪による道路閉塞を防止するため、除雪事業を実施する。〔土木課〕 **〔再掲〕**

【交通安全施設等の整備】

- 老朽化した交通安全施設の更新等、「三次市交通安全計画」に基づく災害に備えた道路環境の整備を推進する。〔土木課，危機管理課〕 **〔再掲〕**

【交通規制等の実施】

- 災害時において迅速かつ的確に交通規制等の措置が講じられるよう、平時から重要な交差点等を抽出し、市，道路管理者及び三次警察署が手順等の共有に努める。〔土木課，危機管理課〕 **〔再掲〕**
- 「三次市耐震改修促進計画」に基づき、震災時の緊急輸送道路の閉塞を防止するため、「住宅・建築物防災力緊急促進事業」を推進し、沿道建築物の耐震化を促進する。〔都市建築課〕 **〔再掲〕**

5-4 食料等の安定供給の停滞

【物資調達・供給体制の整備】

- 平時から計画的に備蓄するほか、必要な物資について調達協定を締結し、具体的な調達・配送計画を策定するとともに、災害時に実践できるよう、避難所関係者や調達事業者等との連携に努める。〔危機管理課〕 **【再掲】**
- 避難所用物資の増加及び浸水のおそれへの対策として、新たな備蓄倉庫の整備を検討する。〔危機管理課〕

- (6) 生活インフラの確保（大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気，ガス，上下水道，燃料，交通ネットワーク等を確保するとともに，これらの早期復旧を図る）

6-1 電力供給ネットワーク（発電所，送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

【再生可能エネルギーの導入促進】

- 災害時におけるエネルギー確保を図るため，指定避難所施設等への新エネルギー導入を検討する。〔環境政策課〕

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【水道管の耐震化等供給体制の強化】

- 「三次市水道事業ビジョン」に基づき，老朽管路及び非耐震管路の更新計画を策定するとともに，老朽管路を優先的に更新し，耐震管路への布設替えを行う。〔水道課〕 **【再掲】**
- 給水管等の破断による断水時にも応急給水に対応できるよう，耐震性貯水槽の整備を推進する。〔水道課〕 **【再掲】**

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【下水道施設の防災・減災対策】

- 下水道施設（排水ポンプ場等）の耐震補強・設備更新による市街地浸水対策をはじめ汚水処理施設の設備更新並びに下水管路の更生を推進するとともに，下水道BCPや災害時対応マニュアルを策定し，それに基づく防災・減災対策に努める。〔下水道課〕 **【再掲】**

【浄化槽対策】

- 浄化槽の実態を把握できるよう，浄化槽の設置・廃止・管理者変更等にあたっての届出制度の運用，届出・浄化槽台帳の整備等を推進する。〔環境政策課，下水道課，都市建築課〕 **【再掲】**

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

【災害に強いインフラ整備】

- 「三次市橋梁長寿命化修繕計画」等を踏まえ、防災上重要な幹線道路を中心に効率的・効果的な道路の改良や舗装の老朽化対策及び橋梁の維持管理・長寿命化対策を行い、市内の道路網の安全性・信頼性を確保する。〔土木課〕 **【再掲】**
- 道路防災総点検等により抽出された要対策箇所を対象に、法面や盛土の対策を実施する。〔土木課〕 **【再掲】**
- 豪雪地帯の道路区間において、冬季の堆雪による道路閉塞を防止するため、除雪事業を実施する。〔土木課〕 **【再掲】**

【緊急輸送体制の整備】

- 公共交通事業者と連携して、災害時における実効性のある応急輸送体制を構築する。〔まちづくり交通課〕

【交通安全施設等の整備】

- 老朽化した交通安全施設の更新等、「三次市交通安全計画」に基づく災害に備えた道路環境の整備を推進する。〔土木課、危機管理課〕 **【再掲】**

(7) 二次災害の防止（制御不能な二次災害を発生させない）

7-1 市街地での大規模火災の発生

【広域応援の速やかな受入れ】

- 受援計画を策定し、広域応援の速やかな要請、応援部隊の受入れ体制の整備等を行う必要がある。〔危機管理課〕 **【再掲】**

【消防団の対応力の強化】

- 市内行事等における消防団活動のPR、機能別消防団員制度の活用等により、市民の消防団活動に対する理解を醸成し、消防団員の確保を図る。〔危機管理課〕 **【再掲】**
- 災害時において、安全かつ迅速に消防団活動が行えるよう、消防団員の技能の向上に努めるとともに、消防団の装備や資機材、施設・設備の充実強化を推進する。〔危機管理課〕 **【再掲】**

【自主防災活動の推進】

- 自主防災組織に対する活動支援や防災リーダー等の人材育成に取り組む。〔危機管理課〕 **【再掲】**
- 平時から、防災訓練や講演・研修等の機会を活用し、地域防災についての共通理解を促進するとともに、住民啓発や災害時の避難所運営体制の整備等について取組を推進する。〔危機管理課〕 **【再掲】**

7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

【住宅・建築物等の耐震化】

- 「三次市耐震改修促進計画」に基づき、防災上重要な公共建築物の耐震改修、民間建築物や一般住宅に対する耐震化の促進活動を推進し、耐震化率の更なる向上を図る。〔都市建築課〕 **【再掲】**

【既存建築物等の総合的な安全対策】

- 「三次市耐震改修促進計画」に基づき、既存建築物等の総合的な安全対策を推進する。〔都市建築課〕 **【再掲】**
- 「三次市空家等対策計画」に基づき、管理が不十分な老朽空き家について、除去や適正管理の啓発など、空き家対策を推進する。〔都市建築課〕

7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【治山施設の整備】

- 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れの予防に関する施設・設備整備を推進し、土砂災害・山地災害対策に努める。〔農政課、土木課〕 **【再掲】**

【農業用水利施設等の老朽化対策】

- 老朽ため池の補修・改修・廃止（開削または埋立）、ため池決壊を想定した下流域に対する災害リスクの周知を推進することで、ため池の防災対策に努める。〔農政課〕
- 農業用水路等の改修・長寿命化対策、農道橋・林道橋の点検等を実施する。〔農政課〕

【ダム放流情報等の把握と住民への伝達】

- 「江の川上流大規模氾濫時の減災対策協議会」において河川管理課及びダム管理者との連携を図り、住民に対してダムの機能について正確な情報提供に努めるとともに、緊急放流情報の速やかな入手及び住民への伝達体制を構築する。〔危機管理課〕

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

【有害物質流出対策】

- 関係機関との連携のもと、有害物質が流出した場合の具体的な対応方針・手順を定めておく。〔環境政策課、商工観光課〕 **【再掲】**

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地・森林等の保全の取組】

- 地場産業振興や地域の環境保全の観点に加え、災害時の被害防止・軽減を図るため、地域と一体となり農地・森林等の保全、有害鳥獣の駆除に関する取組を促進する。〔農政課〕

7-6 風評被害等による影響

【正確な情報提供】

- 災害発生後の段階に応じて、市民に伝えるべき情報及び市民が必要とする情報を報道機関も含む多様な方法により、適時適切に全ての市民に提供できるよう体制の構築を図る。〔危機管理課，秘書広報課〕
- ホームページへのアクセス集中により閲覧障害が生じないように，災害時用サイトへの切替を行い，画像など容量の大きくなりやすいコンテンツをできる限り減らすとともに，外部サイトへのリンク設定によるアクセス分散を図るなどの対応を行う。〔危機管理課，秘書広報課〕

(8) 速やかな復旧・復興（大規模自然災害発生後であっても，地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する）

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理計画の策定】

- 国の「災害廃棄物対策指針」や，県の「第4次廃棄物処理計画」との整合を考慮し，「三次市災害廃棄物処理計画」の内容を適宜見直す必要がある。〔環境政策課〕

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足や基幹インフラの損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【建設業の担い手確保】

- 国や県の関係機関，建設関連団体等と連携し，建設業の担い手の育成・確保に取り組む。〔土木課，都市建築課，下水道課，財政課，広島県水道広域連合企業団三次事務所〕

【耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上】

- 木造住宅耐震診断設計資格者登録制度の運用を浸透させる他，専門技能を身につけるための研修・講習会等への職員の参加促進等により，耐震化促進に係る人材育成・技術力の向上を図る。〔都市建築課〕 **【再掲】**

【建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備】

- 県や関連業界との連携のもと，判定士の養成や技術力の保持・向上に努めるとともに，被災建築物・宅地の応急危険度判定体制を確立する。〔都市建築課〕

【地籍調査の推進と相談体制の整備】

- 地籍調査の未着手・未完了地区の解消をめざし，地籍調査を推進する。〔財産管理課〕
- 災害の復旧・復興時に生じる専門的な相談に適切に対応できるよう広島県行政書士会との災害時における被災者支援のための協定締結をはじめ相談体制の充実を図る。〔危

機管理課]

- 道路台帳システム等に最新の地籍図データを反映させ、災害復旧等を迅速に対応する。
[財産管理課，土木課，農政課]

8-3 地域コミュニティの崩壊，治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【地域づくり活動の推進】

- 自治会・常会に加入していない者に対して，市の広報誌等で「自助・共助」の大切さを伝えるとともに，地域コミュニティに加入してもらうよう働きかける。[地域振興課]
- 指定避難所・地域避難場所として使用する施設のバリアフリー対応や，要配慮者用サービスの整備・準備に努めるとともに，住民自治組織と地域の連携体制を確立する。
[まちづくり交通課]

【平時からの連携体制構築】

- 「広島県地域ケア体制整備構想」に基づき，地域福祉体制の充実（個別対応による在宅生活の支援，介護サービスの基盤整備等）を図る。[社会福祉課，高齢者福祉課，健康推進課] **【再掲】**

【治安の維持】

- 三次警察署及びみよし安全なまちづくり推進連絡協議会と連携を図り，犯罪・事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する業務（被災地のパトロール等）に努める。[危機管理課]
- LED防犯灯の整備（補助制度を活用した整備も含む）を推進するとともに，防犯カメラやドライブレコーダーを利用した見守りを推進する。[危機管理課]

【被災者の住宅確保】

- 市営住宅や民間賃貸住宅の空き状況を適宜把握するなど，関係業界等とも連携して，迅速に応急住宅を確保できる体制を構築する。[財産管理課]
- 国が示す様式の統一化に対応し，り災証明書の効率的な発行を行う。[課税課]

【文化財の保護】

- 国，県等とも連携を図り，文化財の施設・設備の耐震化促進や，災害時の応急対策実施体制の構築に努める。[文化と学びの課]

8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【洪水対策施設の整備】

- 水防災対策特定河川事業（河川浚渫，維持工事等），内水浸水被害対策事業を推進し，洪水対策を行うよう努める。[土木課] **【再掲】**
- 国から管理を受託している排水ポンプ場，排水樋門のほか，市が設置している排水ポ

ンプ場，仮設ポンプの運用や排水ポンプ車の機動的運用により内水排除に努める。合わせて，水防施設の整備や更新，資機材の導入を検討する。〔危機管理課〕 **〔再掲〕**

【浄化槽対策】

- 浄化槽の実態を把握できるよう，浄化槽の設置・廃止・管理者変更等に当たっての届出制度の運用，届出・浄化槽台帳の整備等を推進する。〔環境政策課，下水道課，都市建築課〕 **〔再掲〕**

【下水道施設の防災・減災対策】

- 下水道施設（排水ポンプ場等）の耐震補強・設備更新による市街地浸水対策をはじめ汚水処理施設の設備更新並びに下水管路の更生を推進するとともに，下水道BCPや災害時対応マニュアルを策定し，それに基づく防災・減災対策に努める。〔下水道課〕 **〔再掲〕**

2 重点化施策

財政状況が厳しい中、限られた資源で効果的に強靱化を推進するためには、施策を重点的に行う必要がある。そのため、本計画では、国の「国土強靱化基本計画」や「広島県強靱化地域計画」を参考として、次の10の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に関する施策を重点化施策として位置づけ、施策の推進を図ることとする。

■重点化施策（重点化の対象となるリスクシナリオ）

	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	重点化 施策
人命保護	1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	●
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	●
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	●
	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	●
迅速な救助・救急活動等の実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	●
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	●
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足	
	2-6 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	●
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	2-8 避難所等の規模や機能の不足により、被災者への支援が十分に確保できない事態	
行政機能の確保	3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
	3-2 市職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下	●
通信機能の確保	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できないこと	
経済活動の維持	5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下	
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
	5-3 幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止	
	5-4 食料等の安定供給の停滞	
生活インフラの確保	6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	
二次災害の防止	7-1 市街地での大規模火災の発生	●
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
	7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出	
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
	7-6 風評被害等による影響	
速やかな復旧・復興	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材不足や基幹インフラの損壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「三次市国土強靱化地域計画調整会議」を中心とした全庁横断的な体制のもとで、各部署が相互に連携を図りながら取り組む。三次市国土強靱化地域計画調整会議設置要綱は別紙2のとおりである。

2 計画の進捗管理

今後の効果的な施策推進を図るため、毎年度、本計画の進捗管理を行い、それぞれのリスクシナリオごとの施策の取組内容及び指標の現状を把握する。

3 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国及び県の強靱化施策の取組状況や本市の総合計画の見直しなどを踏まえ、適宜、見直しを行う。

なお、本計画は、他の分野別計画における本市の国土強靱化に関する指針として位置づけられるものであることから、「三次市地域防災計画」をはじめ各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとする。